9．災害の状況

9-1 風水害

○ 計画規模

本市における洪水浸水想定区域（計画規模）は川内川及び羽月川沿い平野部に設定されています。

都市計画区域内については、非線引き用途地域内の一部の住宅地で 3m 以上の浸水が想定されています。都市計画区域外については、菱刈市街地西側の平野部などで 0.5m～5m の浸水が想定されています。

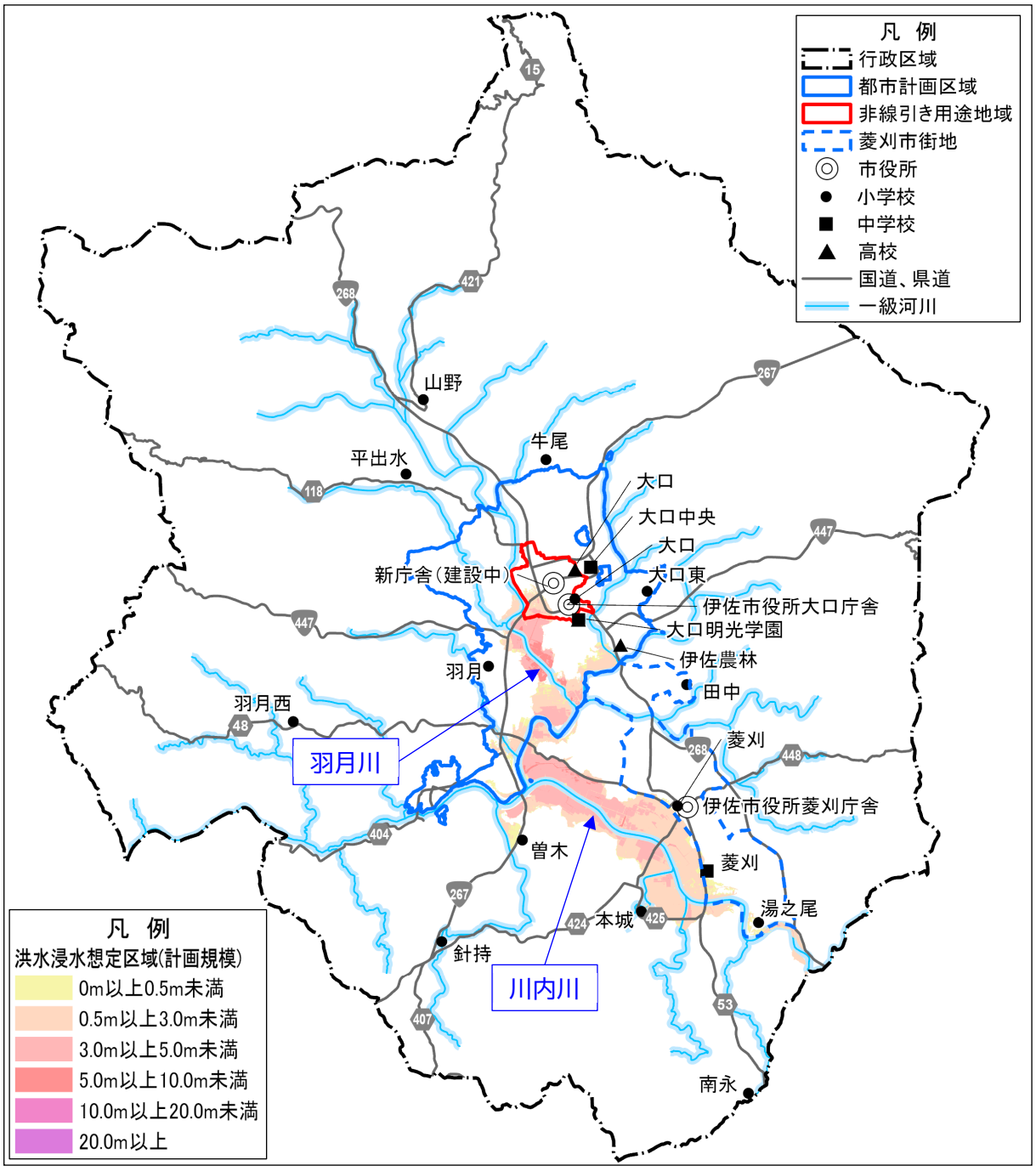


図　洪水浸水想定区域（計画規模）

（出典：国土数値情報）

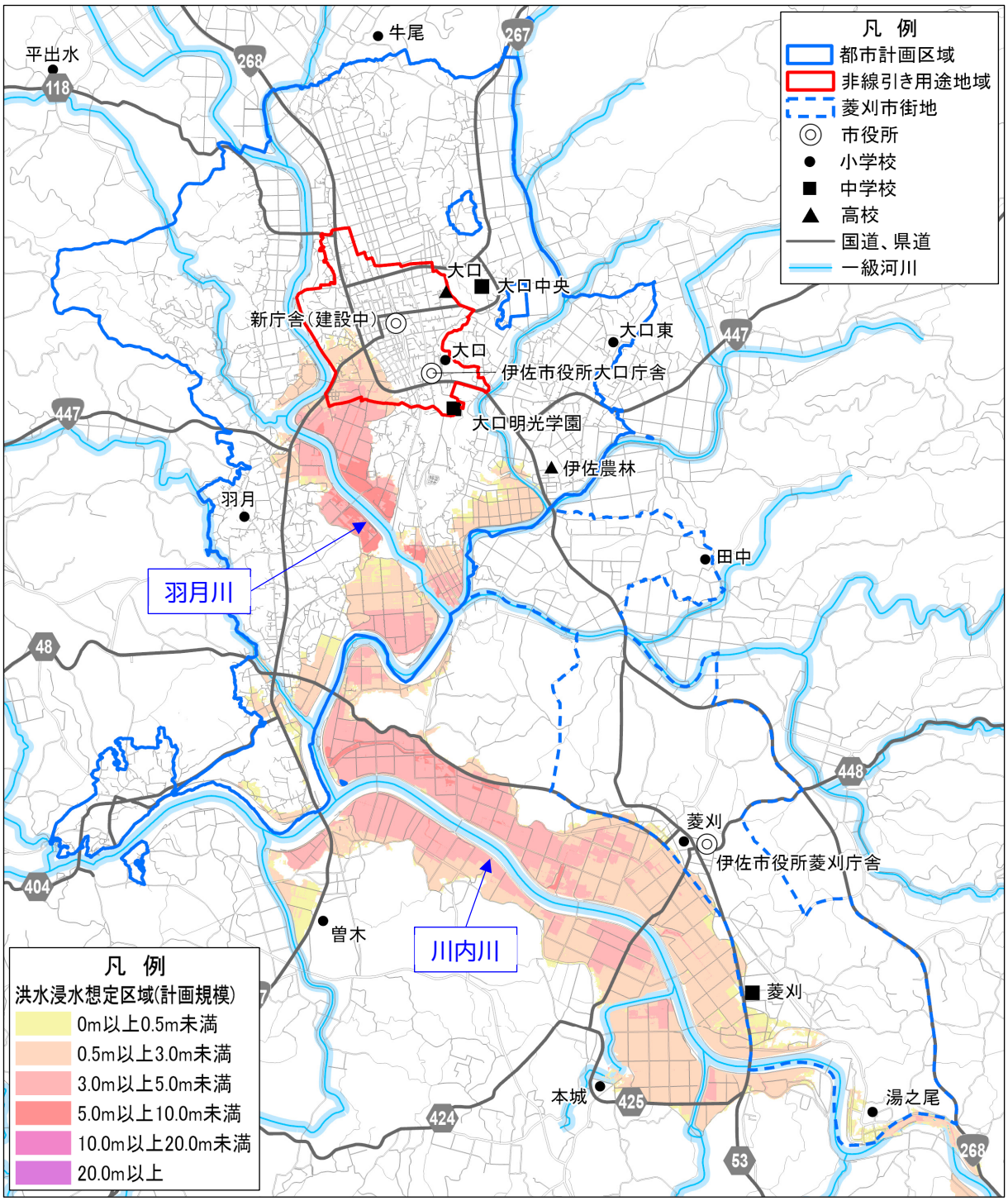


図　洪水浸水想定区域（計画規模）（都市計画区域～菱刈市街地）

（出典：国土数値情報）

○ 想定最大規模

想定最大規模では計画規模の範囲に加え、都市計画区域南東部の市山川沿い、伊佐農林高校周辺の平野部まで広がっています。

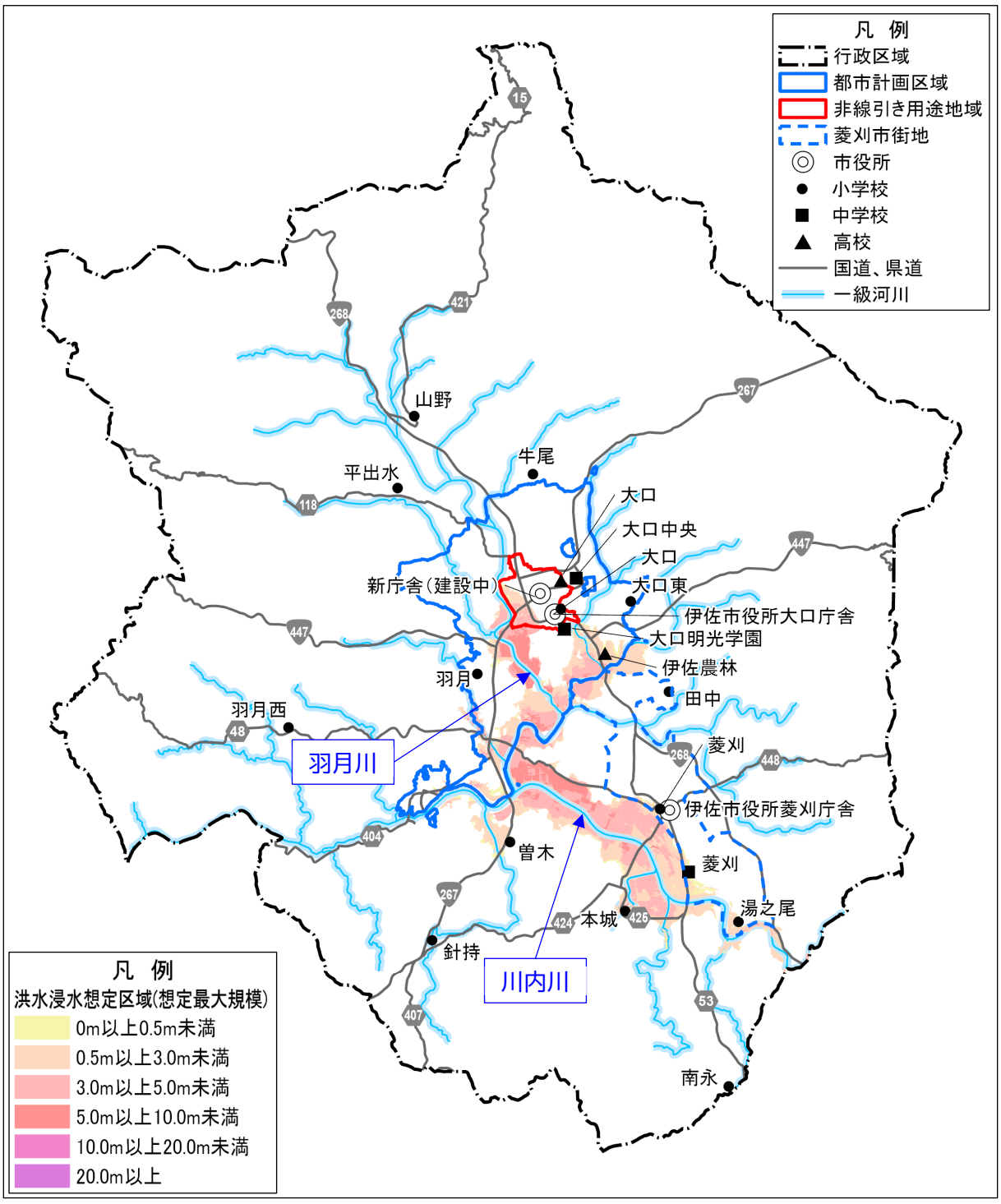


図　洪水浸水想定区域（想定最大規模）

（出典：国土数値情報）

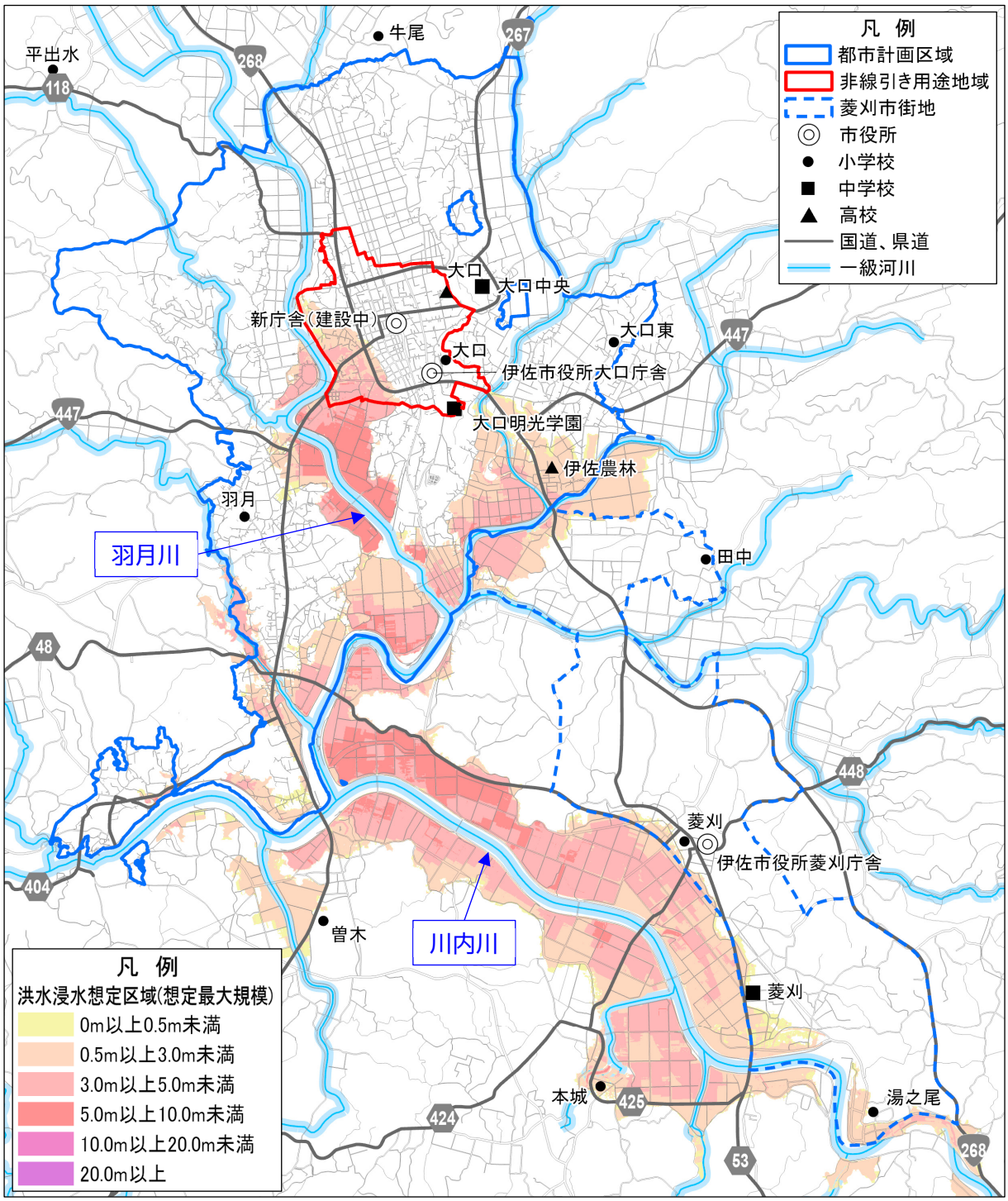


図　洪水浸水想定区域（想定最大規模）（都市計画区域～菱刈市街地）

（出典：国土数値情報）

○ 浸水実績

内水被害は、2013 年（平成 25 年）度～2022 年（令和 4 年）度の 10 年間に 19 地区で床上浸水 42 戸、床下浸水 63 戸が発生しており、非線引き用途地域内では、大口里及び大口大田の 4 地区で、床上浸水 2 戸、床下浸水 11 戸の被害が発生しています。

最大時間降雨量をふまえると、短時間の集中的な降雨が原因となって雨水が排水できず、内水被害が発生していることが分かります。

表　内水被害一覧（2013 年（H25 年）度～2022 年（R4 年）度）

位置	地区名	災害名称	発生年月日	浸水面積（ha）	床上浸水（戸）	床下浸水（戸）	最大時間雨量（mm／h）	総雨量（mm）
1	里	令和2年豪雨災害	令和2年7月4日～11日	－	－	1	58	969
2	山野	令和2年豪雨災害	令和2年7月4日～11日	－	2	19	78	969
3	平出水	令和2年豪雨災害	令和2年7月4日～11日	－	－	3	58	969
4	里	令和3年豪雨災害	令和3年7月10日	－	2	8	88	450
5	下殿	令和3年豪雨災害	令和3年7月10日	－	6	6	88	450
6	白木	令和3年豪雨災害	令和3年7月10日	－	1	1	88	450
7	曽木	令和3年豪雨災害	令和3年7月10日	－	2	5	88	450
8	田代	令和3年豪雨災害	令和3年7月10日	－	1	1	88	450
9	原田	令和3年豪雨災害	令和3年7月10日	－	18	1	88	450
10	宮人	令和3年豪雨災害	令和3年7月10日	－	2	1	88	450
11	荒田	令和3年豪雨災害	令和3年7月10日	－	1	2	88	450
12	市山	令和3年豪雨災害	令和3年7月10日	－	1	2	88	450
13	重留	令和3年豪雨災害	令和3年7月10日	－	5	2	88	450
14	下手	令和3年豪雨災害	令和3年7月10日	－	1	－	88	450
15	大田	令和3年豪雨災害	令和3年7月10日	－	－	2	88	450
16	針持	令和3年豪雨災害	令和3年7月10日	－	－	1	88	450
17	平出水	令和3年豪雨災害	令和3年7月10日	－	－	5	88	450
18	花北	令和3年豪雨災害	令和3年7月10日	－	－	2	88	450
19	南浦	令和3年豪雨災害	令和3年7月10日	－	－	1	88	450

（出典：2023 年（R5 年）度都市計画基礎調査）

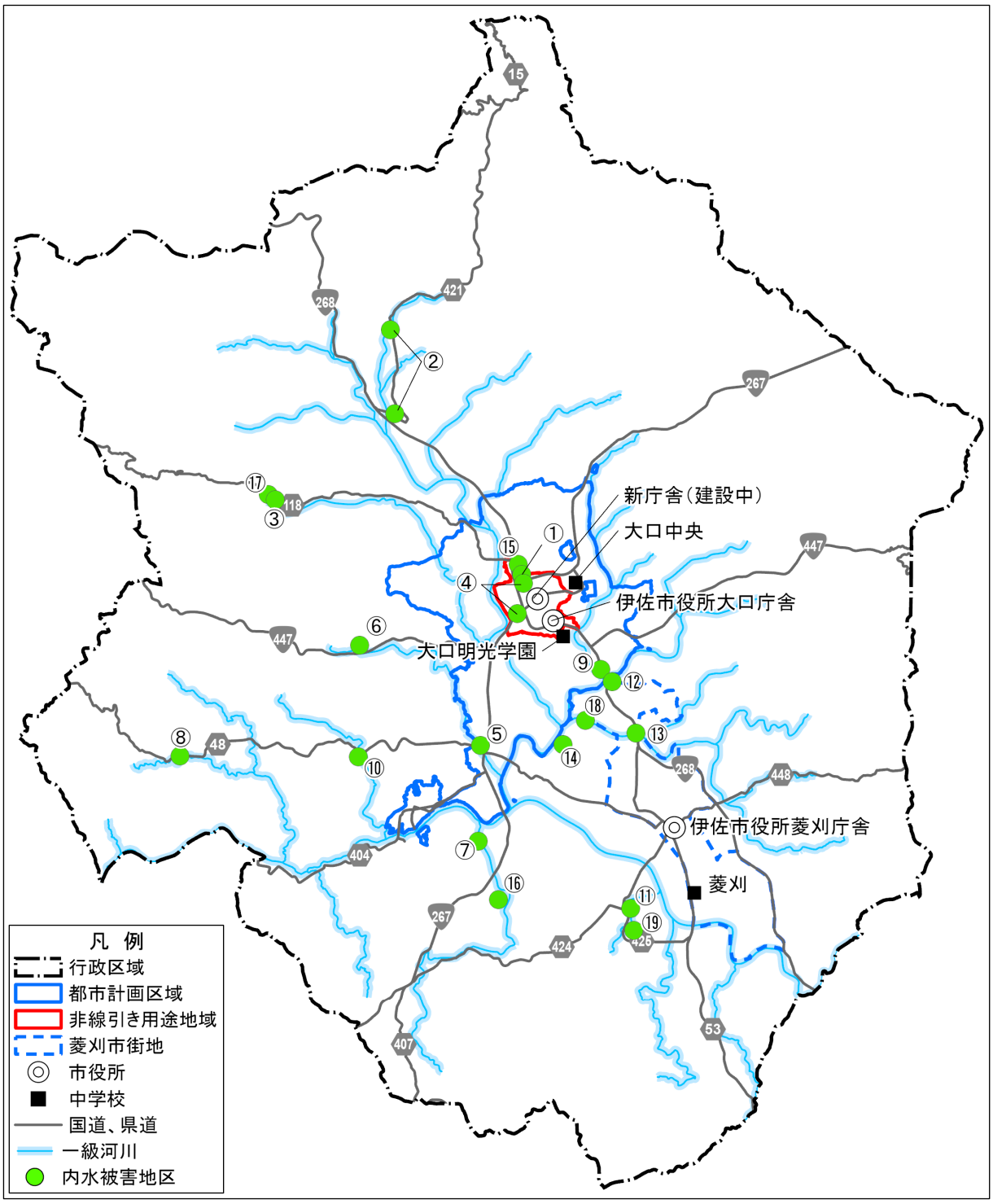


図　内水被害地区

（出典：2023 年（R5 年）度都市計画基礎調査）

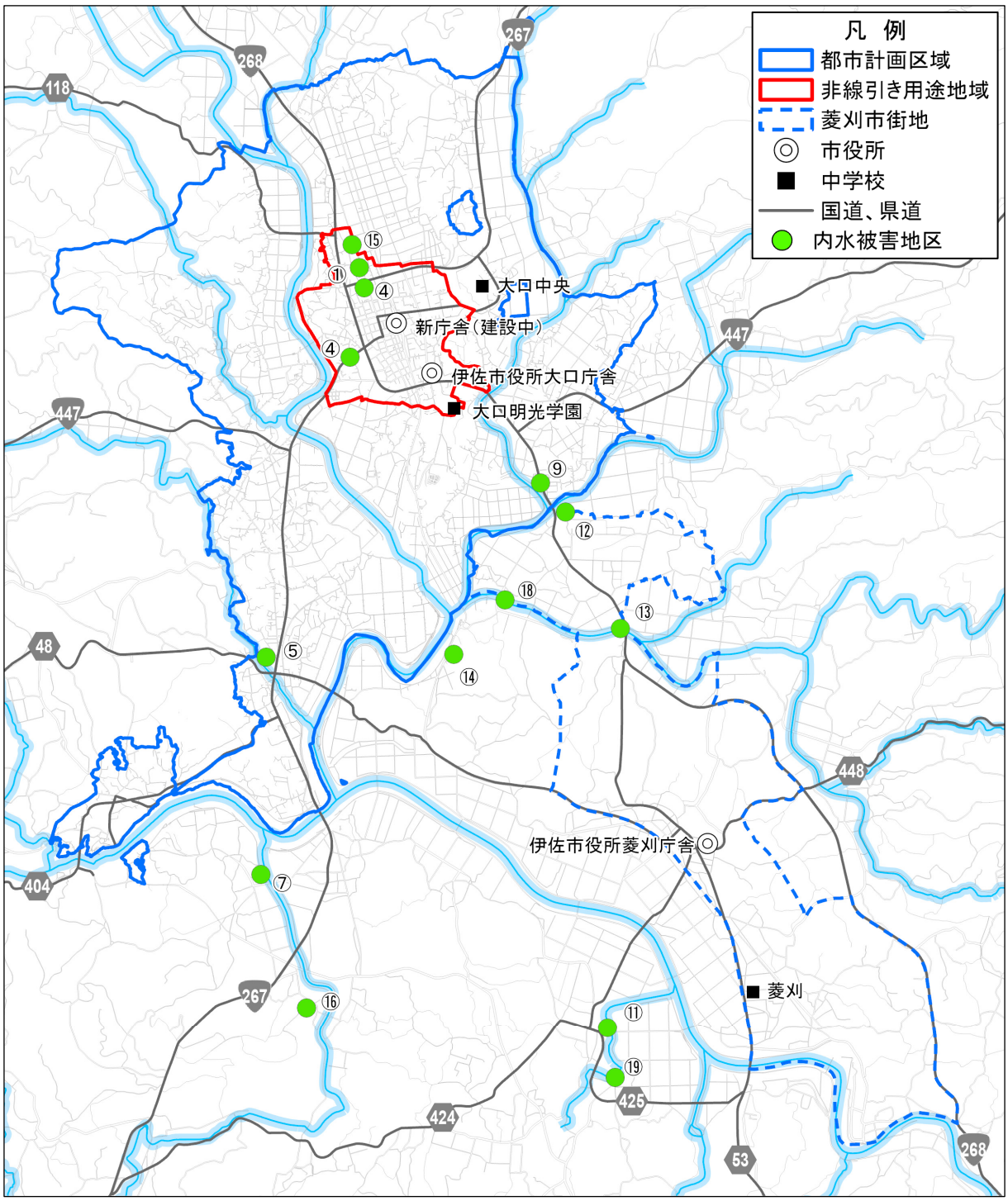


図　内水被害地区（都市計画区域～菱刈市街地）

（出典：2023 年（R5 年）度都市計画基礎調査）

9-2 土砂災害

○ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

本市において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、市全域の山間部に点在しており、非線引き用途地域内でも一部指定されています。

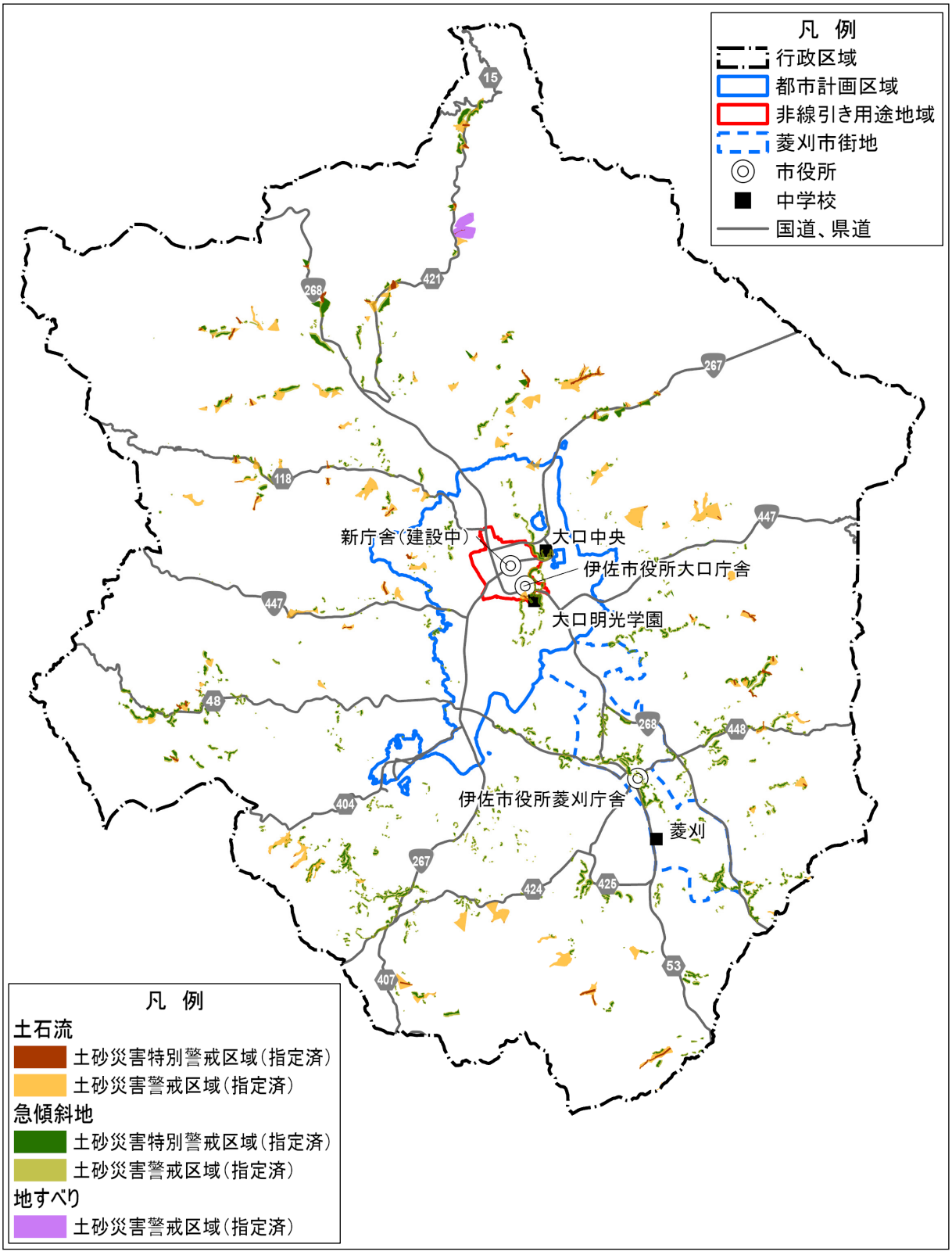


図　土砂災害警戒区域

（出典：鹿児島県オープンデータ）

非線引き用途地域内では、大口里の大口庁舎南側に位置する住宅地の背後に、土石流による土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定されています。また、都市計画区域内や菱刈市街地では、急傾斜地による土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が菱刈庁舎付近を含め、広く住宅地の背後に指定されています。

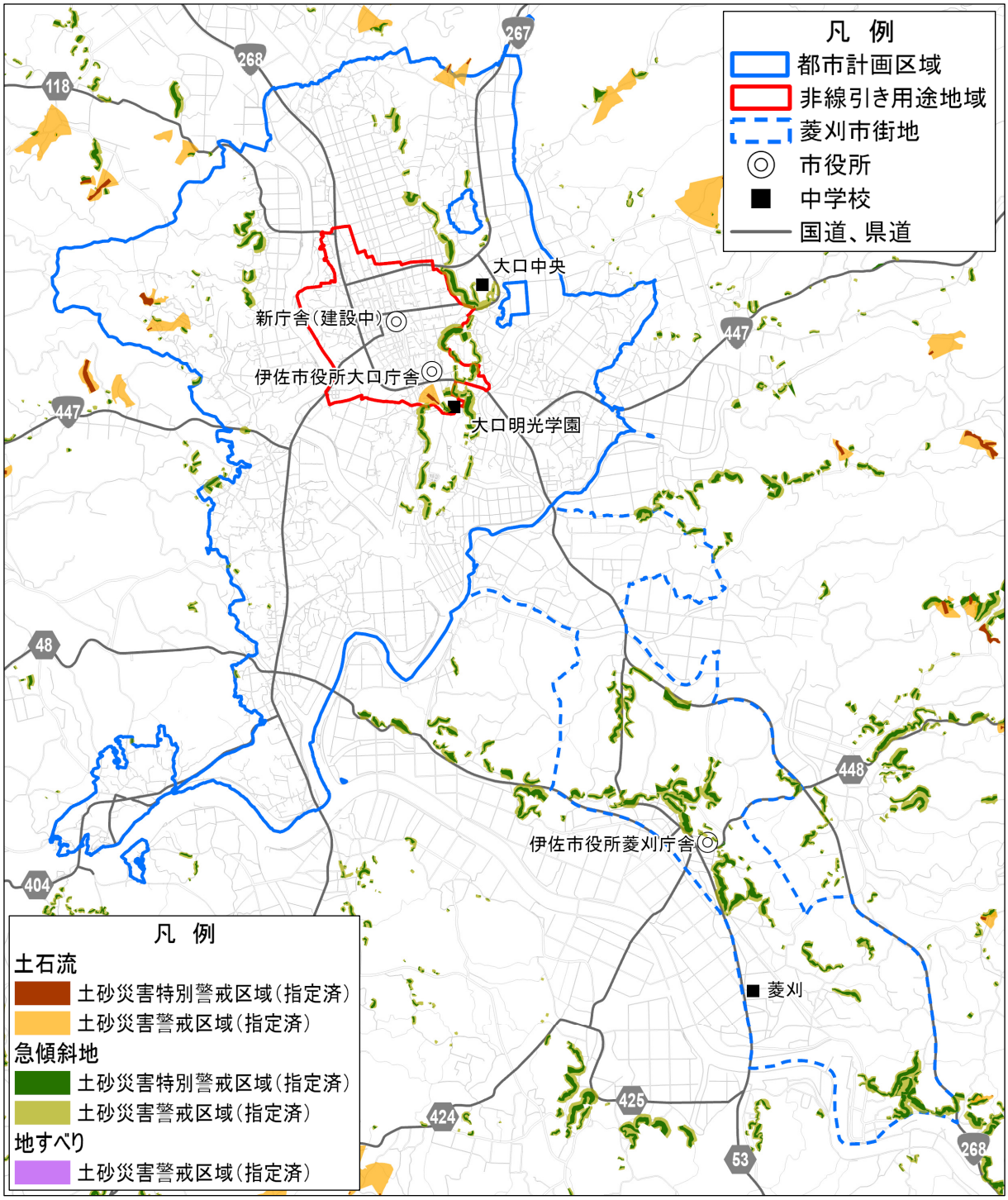


図　土砂災害警戒区域（都市計画区域～菱刈市街地）

（出典：鹿児島県オープンデータ）

○ 砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域

砂防指定地は、山間部に点在しています。地すべり防止区域の指定はなく、急傾斜地崩壊危険区域は、都市計画区域内の 2 箇所のほか、数箇所指定されています。

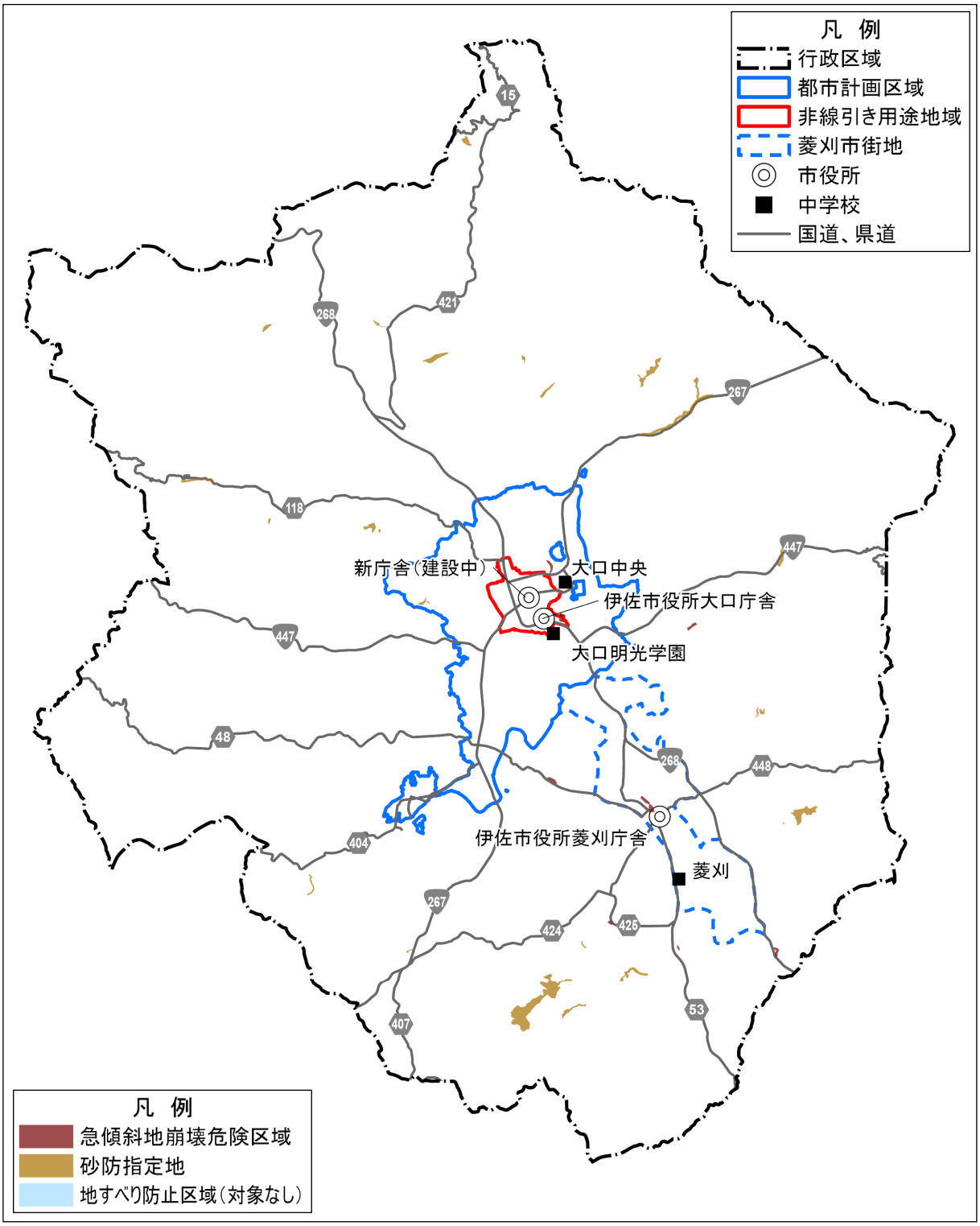


図　砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域

（出典：国土数値情報 2021 年（R3 年）・2023 年（R5 年））

都市計画区域及び菱刈市街地の急傾斜地崩壊危険区域については、大口中央中学校北の国道267 号北側の住宅地後背部、大口庁舎東側の住宅地後背部及び菱刈庁舎の北側の山沿いの住宅地に接する箇所が指定されています。

砂防指定地は、非線引き用途白地の山地に 1 箇所のみ指定されています。

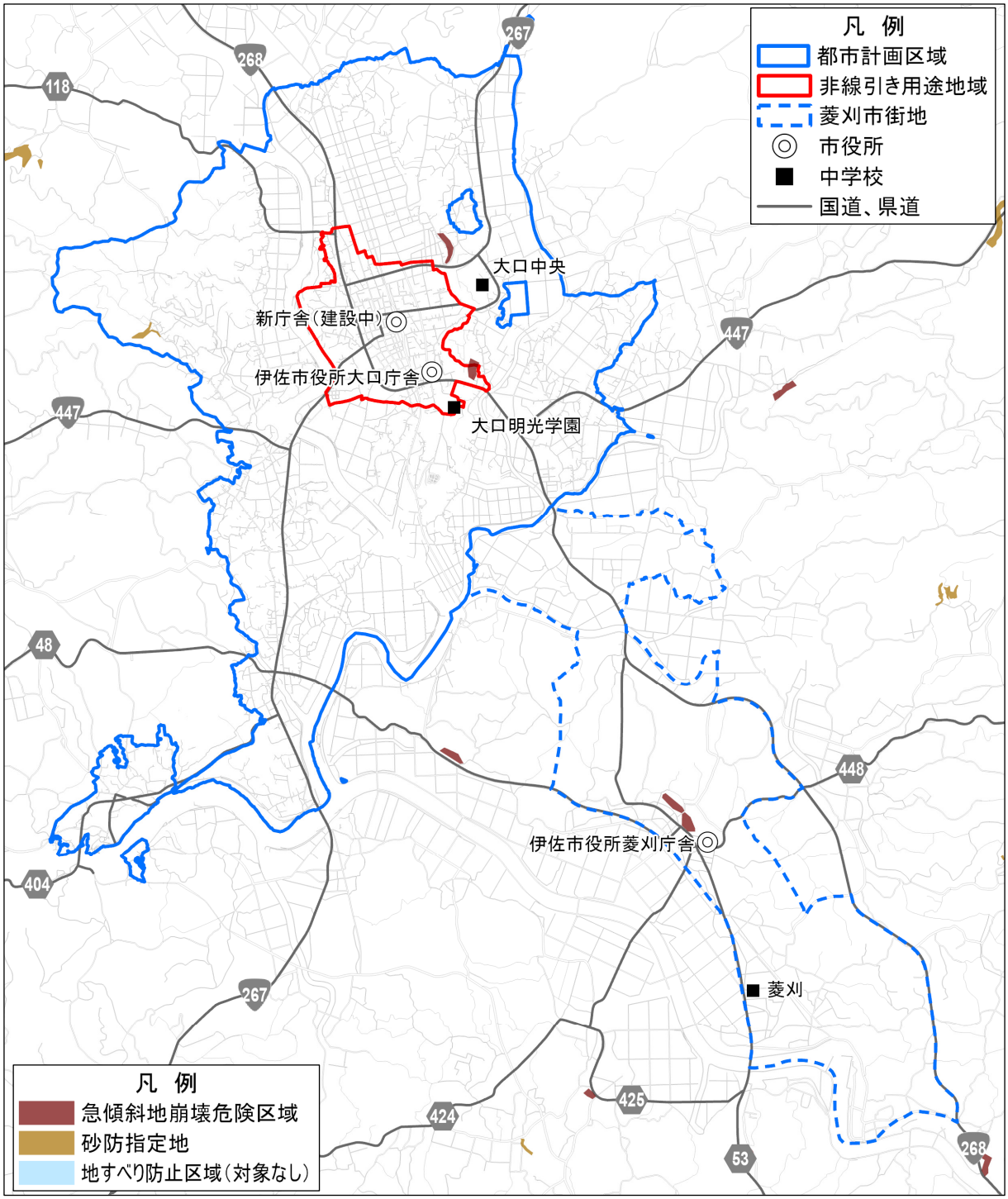


図　砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域
（都市計画区域～菱刈市街地）

（出典：国土数値情報 2021 年（R3 年）・2023 年（R5 年））

１０．都市構造の分析

１０-１ 人口の将来見通しに関する分析

国土交通省国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3(R2 国調対応版)人口情報メッシュ配分プログラム」により作成した 100m メッシュ人口データを基に、人口の将来見通しに関する分析を行った結果を次項から示します。

※上記、人口情報メッシュ配分プログラムでは、国勢調査小地域（町丁・字）単位の人口予測データを、国土交通省国土数値情報の『土地利用細分メッシュデータ』の「建物用地」に分類されるメッシュに対して等配分している。「建物用地」には住居用低層・高層建物の他に、商業・業務用ビルや工場も含まれているため、人口予測データは、商業用地や工場用地のメッシュにも配分されている。（人口情報メッシュ配分プログラムマニュアルより）

１０-２ 総人口の推移

○ 人口密度

本市における 2050 年（令和 32 年）時点の人口密度については、非線引き用途地域内の一部地域で 40 人/ha が維持されますが、その他の地域では現在の非線引き用途地域外に見られる集落地と同程度（10～20 人/ha）になることが予測されます。

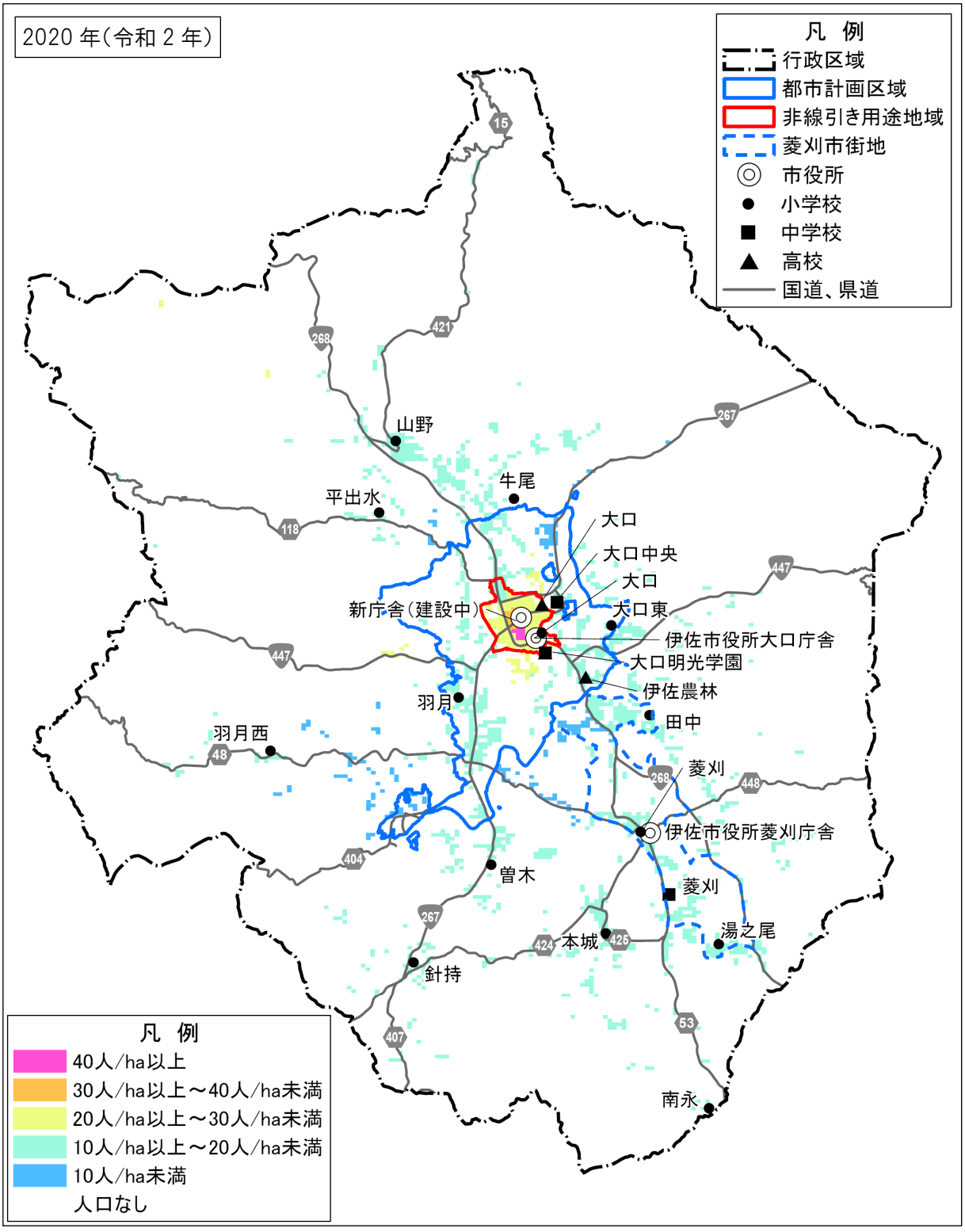


図　総人口の分布状況（メッシュ単位）

（出典：国土技術政策総合研究所　　人口予測ツール（コーホート要因法））

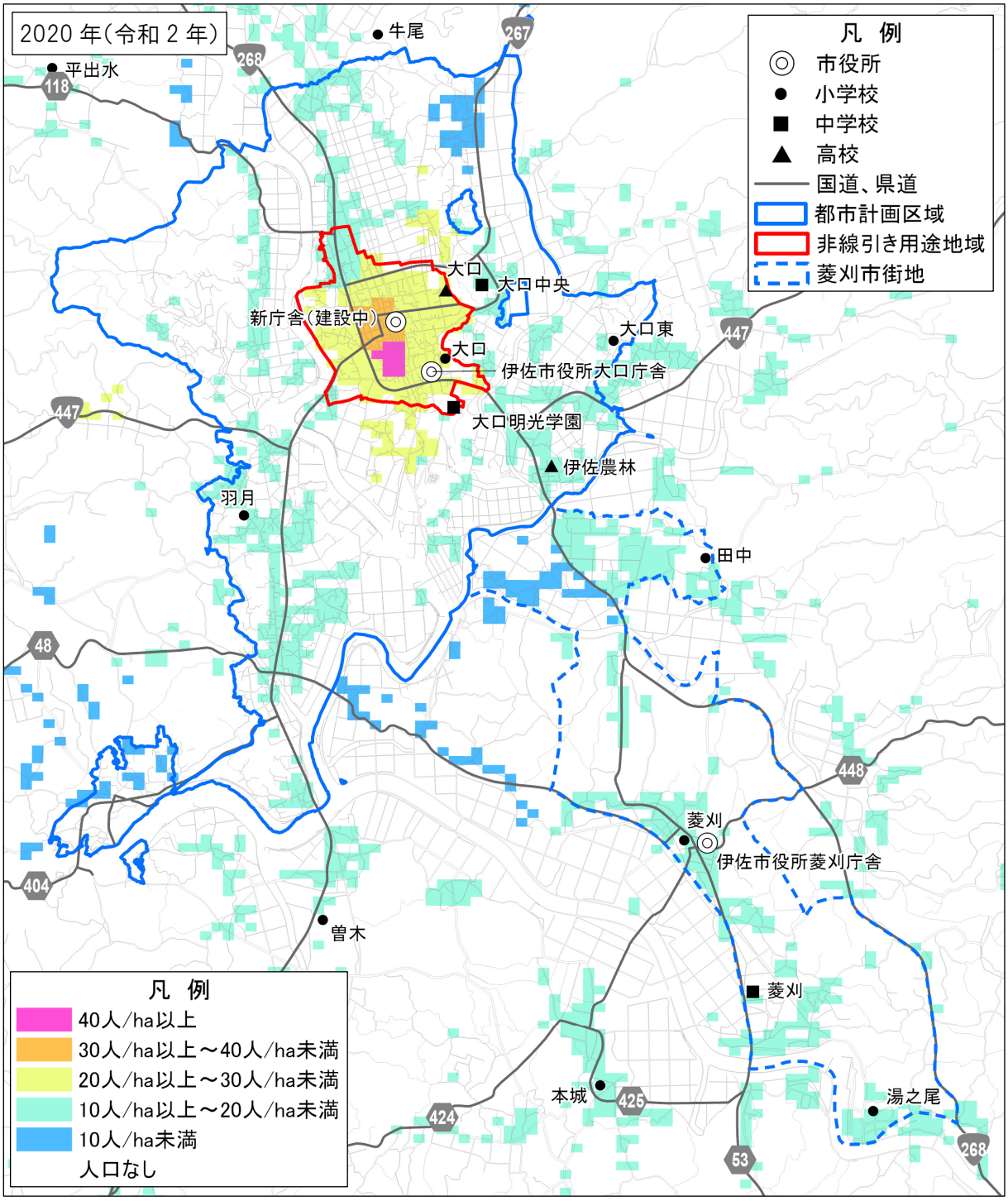


図　総人口の分布状況（メッシュ単位）（都市計画区域～菱刈市街地）

（出典：国土技術政策総合研究所　　人口予測ツール（コーホート要因法））

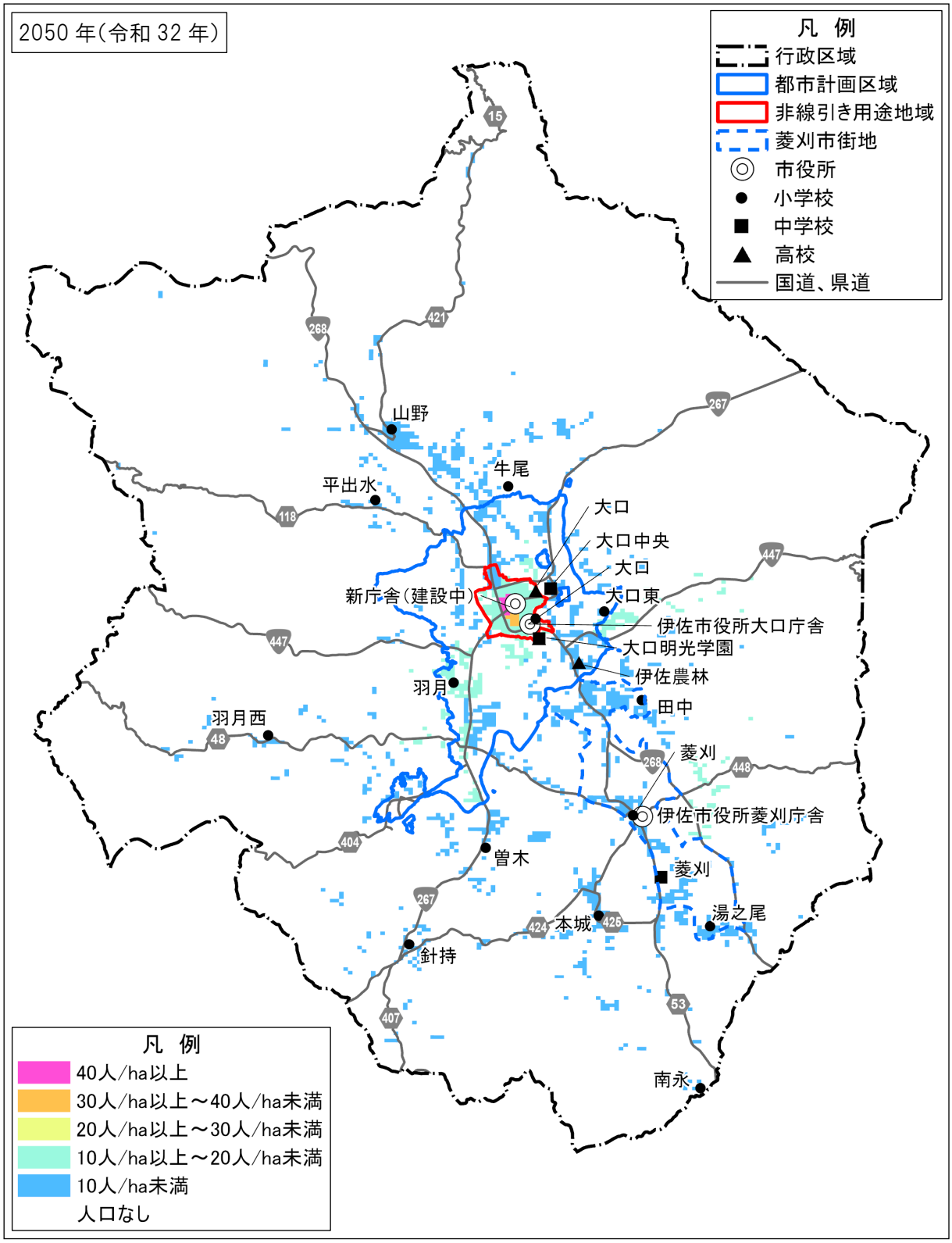


図　総人口の分布状況（メッシュ単位）

（出典：国土技術政策総合研究所　　人口予測ツール（コーホート要因法））

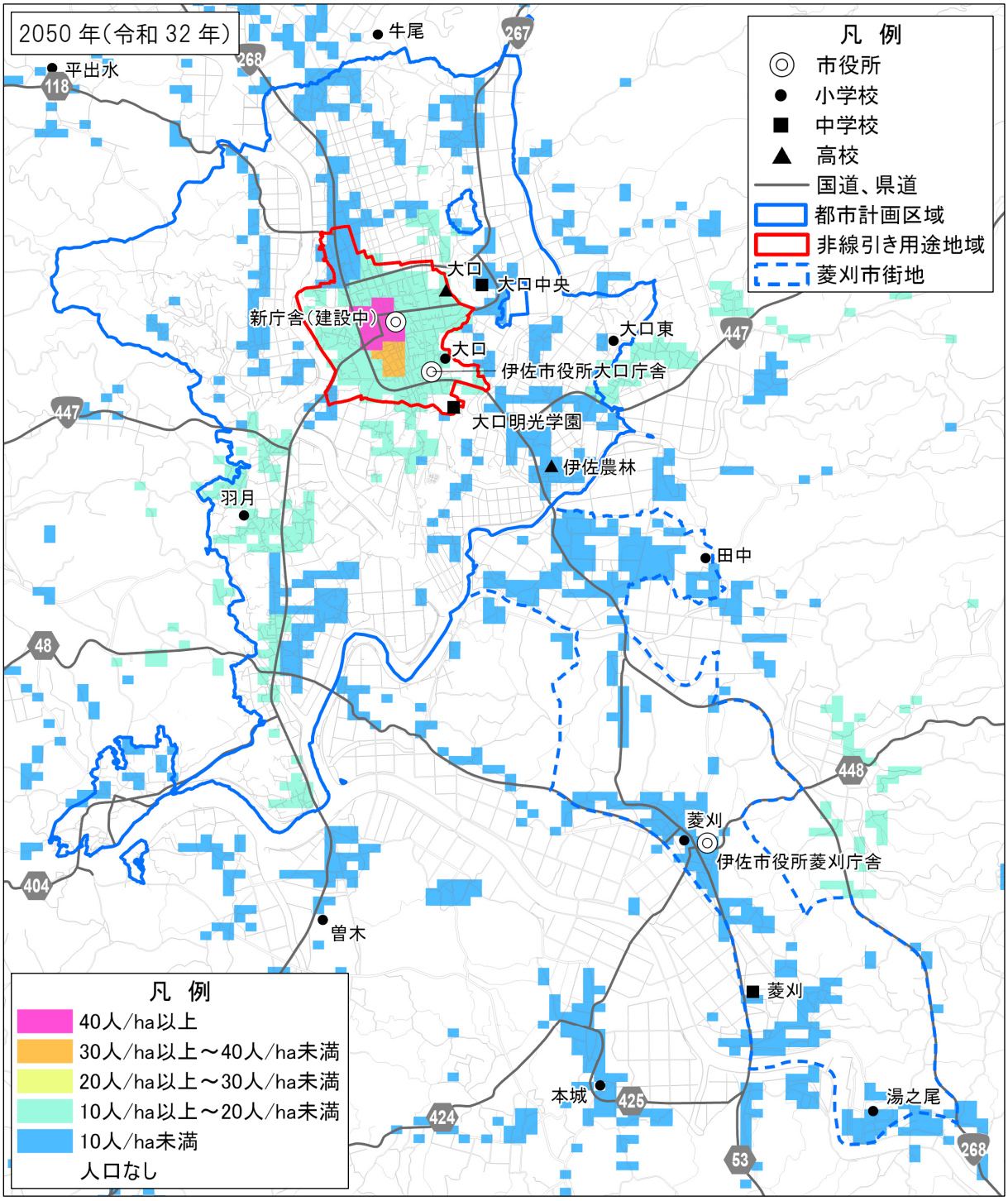


図　総人口の分布状況（メッシュ単位）（都市計画区域～菱刈市街地）

（出典：国土技術政策総合研究所　　人口予測ツール（コーホート要因法））

○ 人口密度の増減

人口増減率についてみると、都市計画区域外の北側、非線引き用途白地及び菱刈市街地に、減少率が高い地域が多く分布しています。

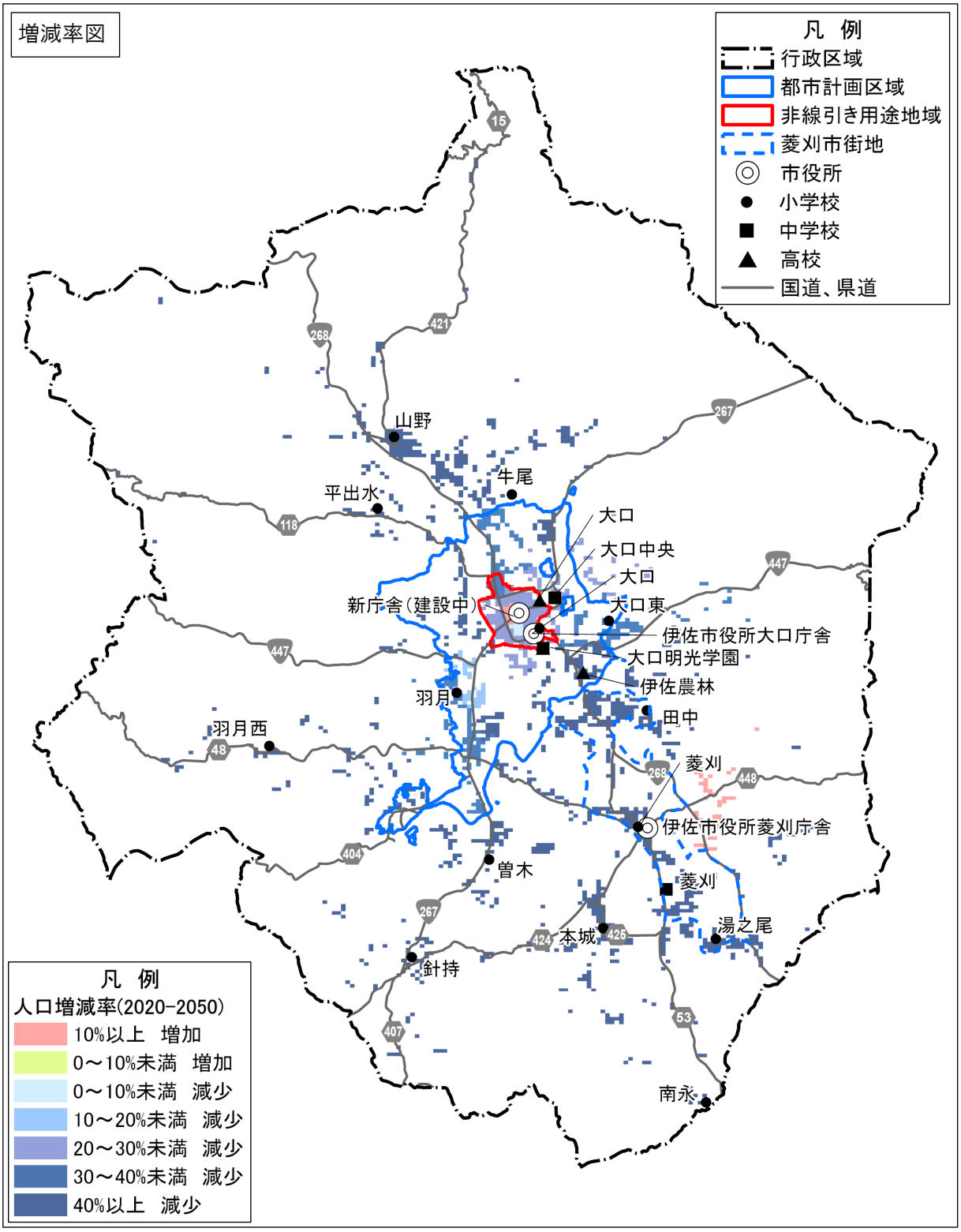


図　総人口の分布状況の増減率（メッシュ単位）

（出典：国土技術政策総合研究所　　人口予測ツール（コーホート要因法））

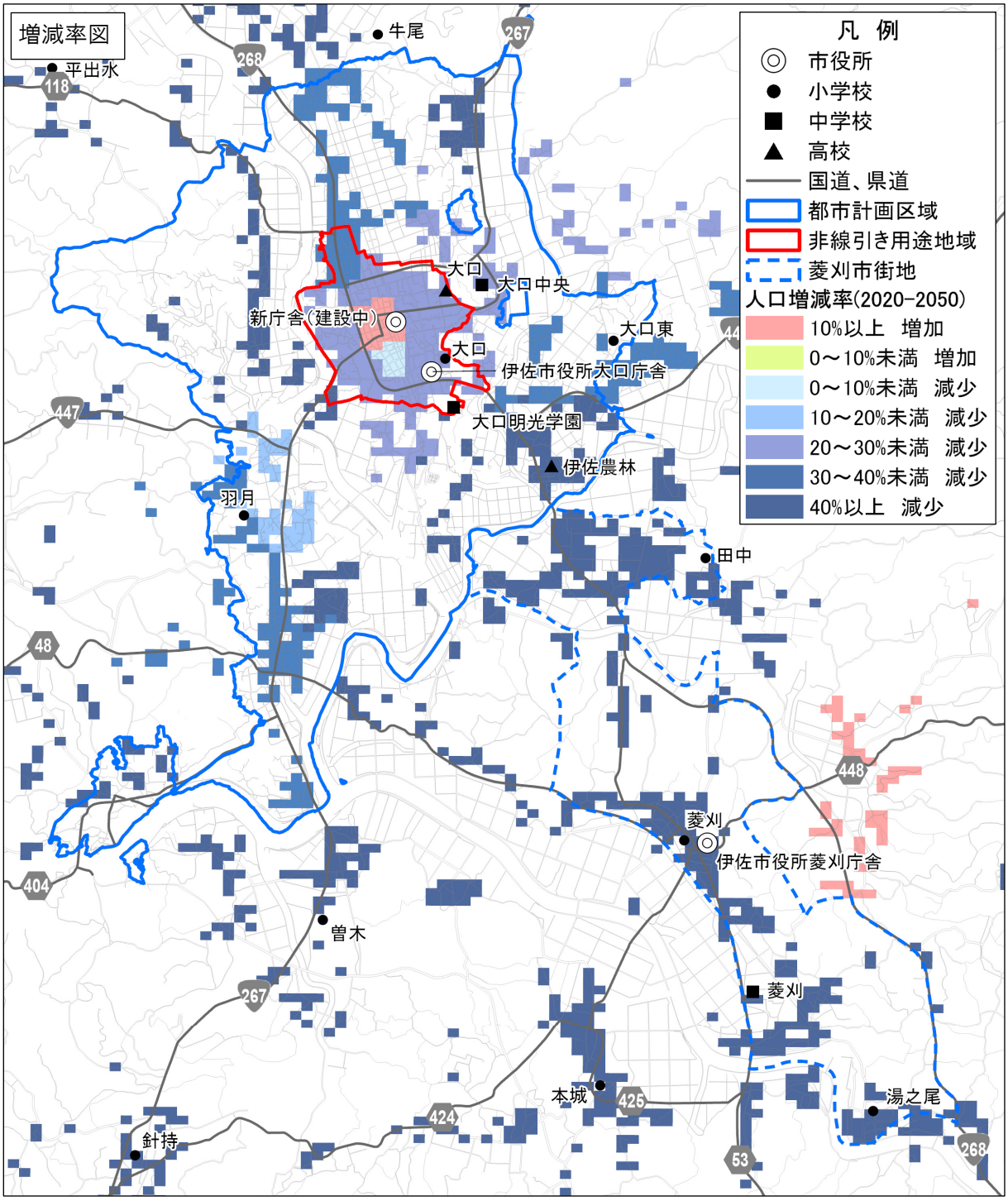


図　総人口の分布状況の増減率（メッシュ単位）（都市計画区域～菱刈市街地）

（出典：国土技術政策総合研究所　　人口予測ツール（コーホート要因法））

１０-３ 高齢者数の推移

○ 高齢者の分布

本市における 2050 年（令和 32 年）の高齢者（65 歳以上）人口は、総人口同様、減少すると予測されていますが、高齢者の分布状況については、非線引き用途地域内の一部エリアで 15（人/ha）を超えることが予測されます。

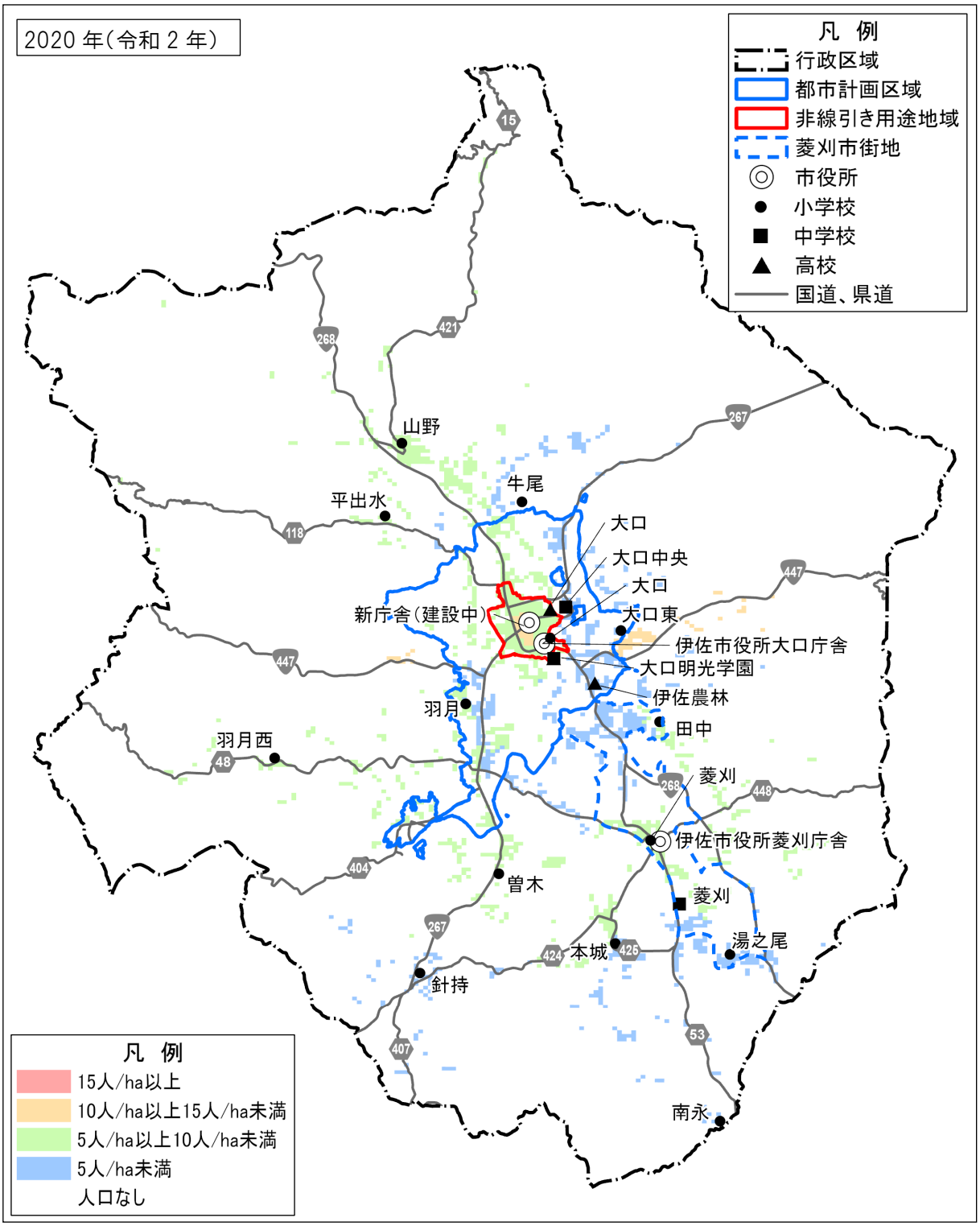


図　65 歳以上人口の分布状況（メッシュ単位）

（出典：国土技術政策総合研究所　　人口予測ツール（コーホート要因法））

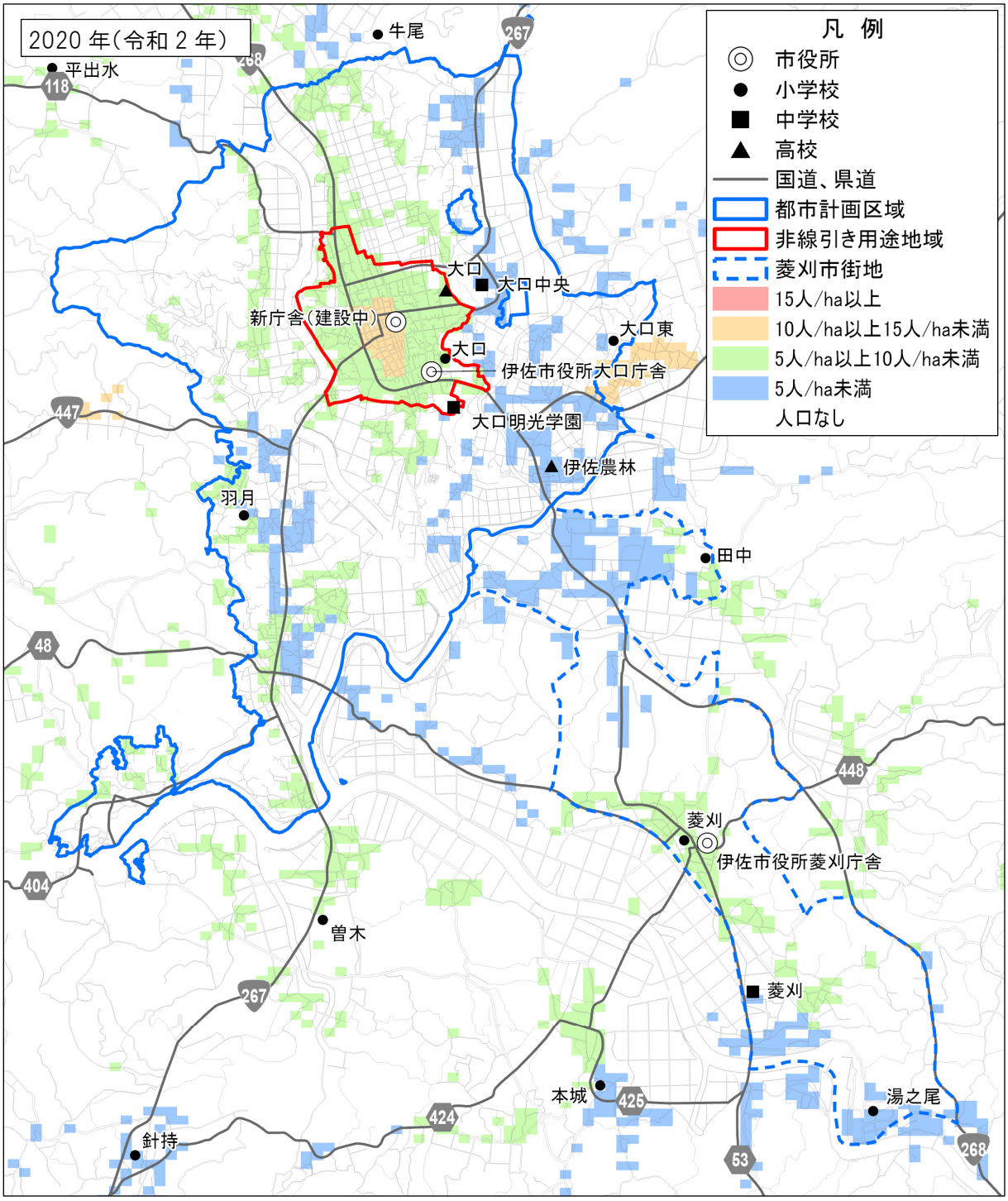


図　65 歳以上人口の分布状況（メッシュ単位）（都市計画区域～菱刈市街地）

（出典：国土技術政策総合研究所　　人口予測ツール（コーホート要因法））

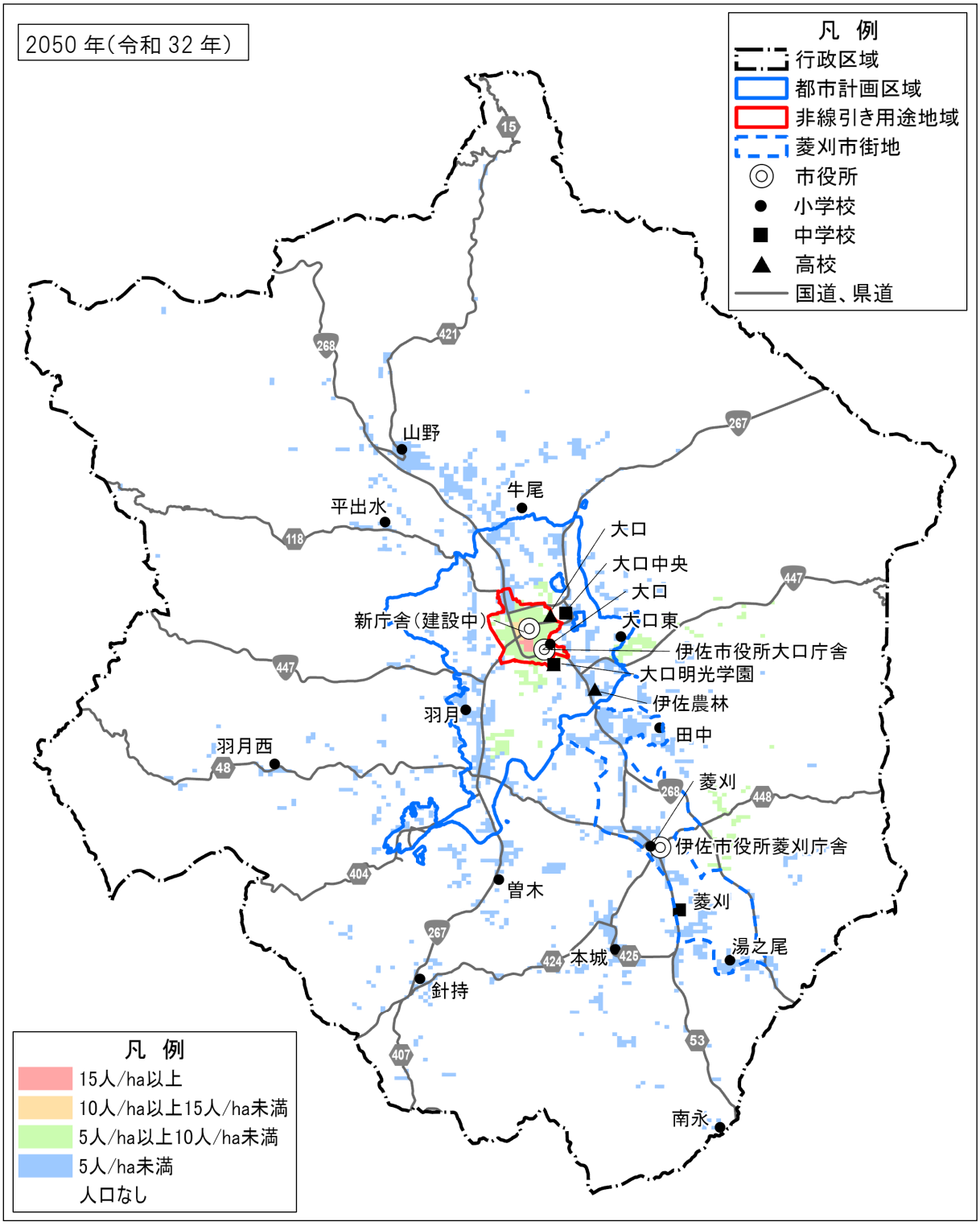


図　65 歳以上人口の分布状況（メッシュ単位）

（出典：国土技術政策総合研究所　　人口予測ツール（コーホート要因法））

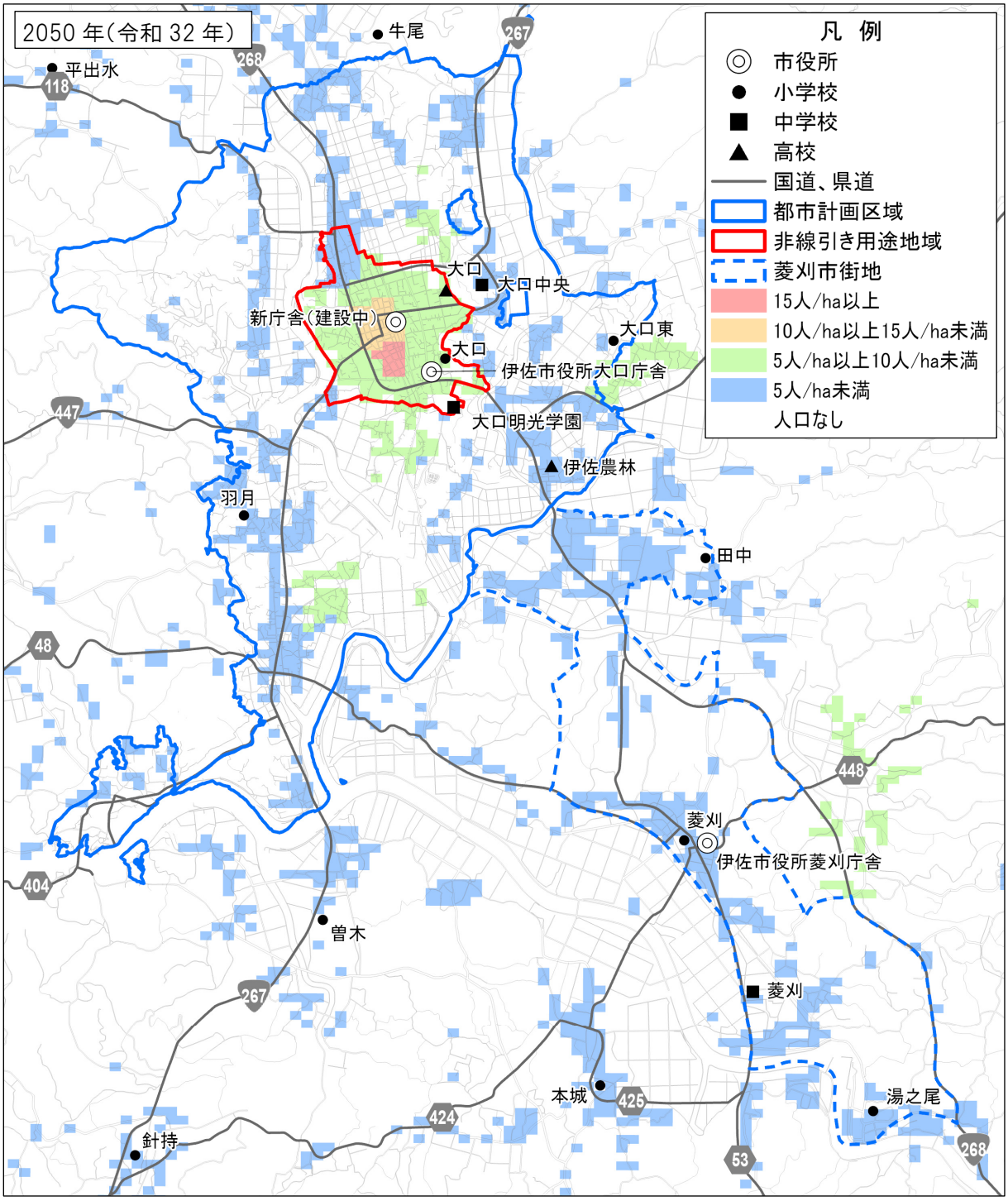


図　65 歳以上人口の分布状況（メッシュ単位）（都市計画区域～菱刈市街地）

（出典：国土技術政策総合研究所　　人口予測ツール（コーホート要因法））

○ 65 歳以上人口の増減

高齢者人口自体は減少すると予測されていますが、人口の増減率についてメッシュ単位でみると、非線引き用途地域内、羽月小学校及び田中小学校周辺では、増加が予測されます。

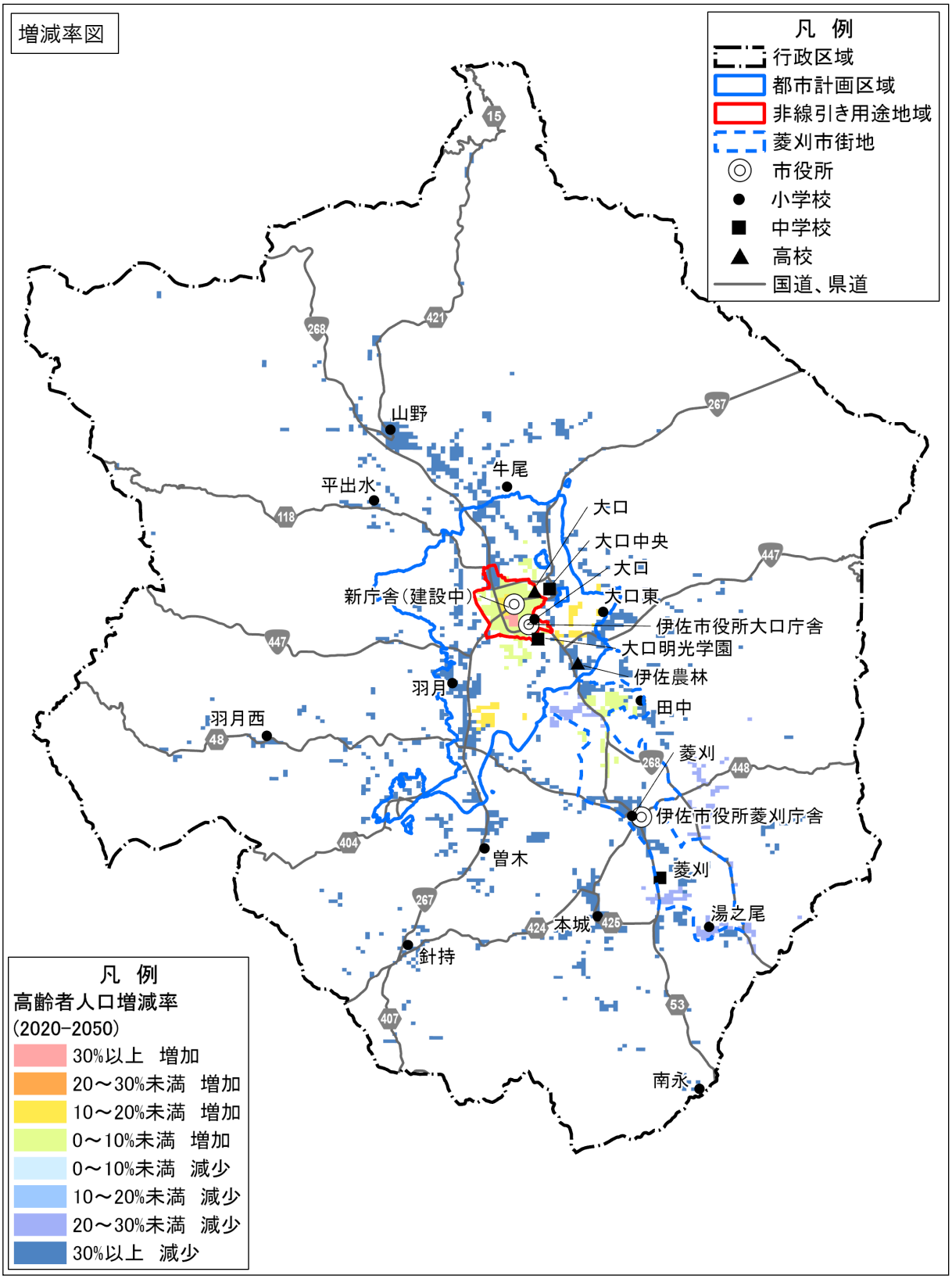


図　65 歳以上人口の分布状況の増減率（メッシュ単位）

（出典：国土技術政策総合研究所　　人口予測ツール（コーホート要因法））

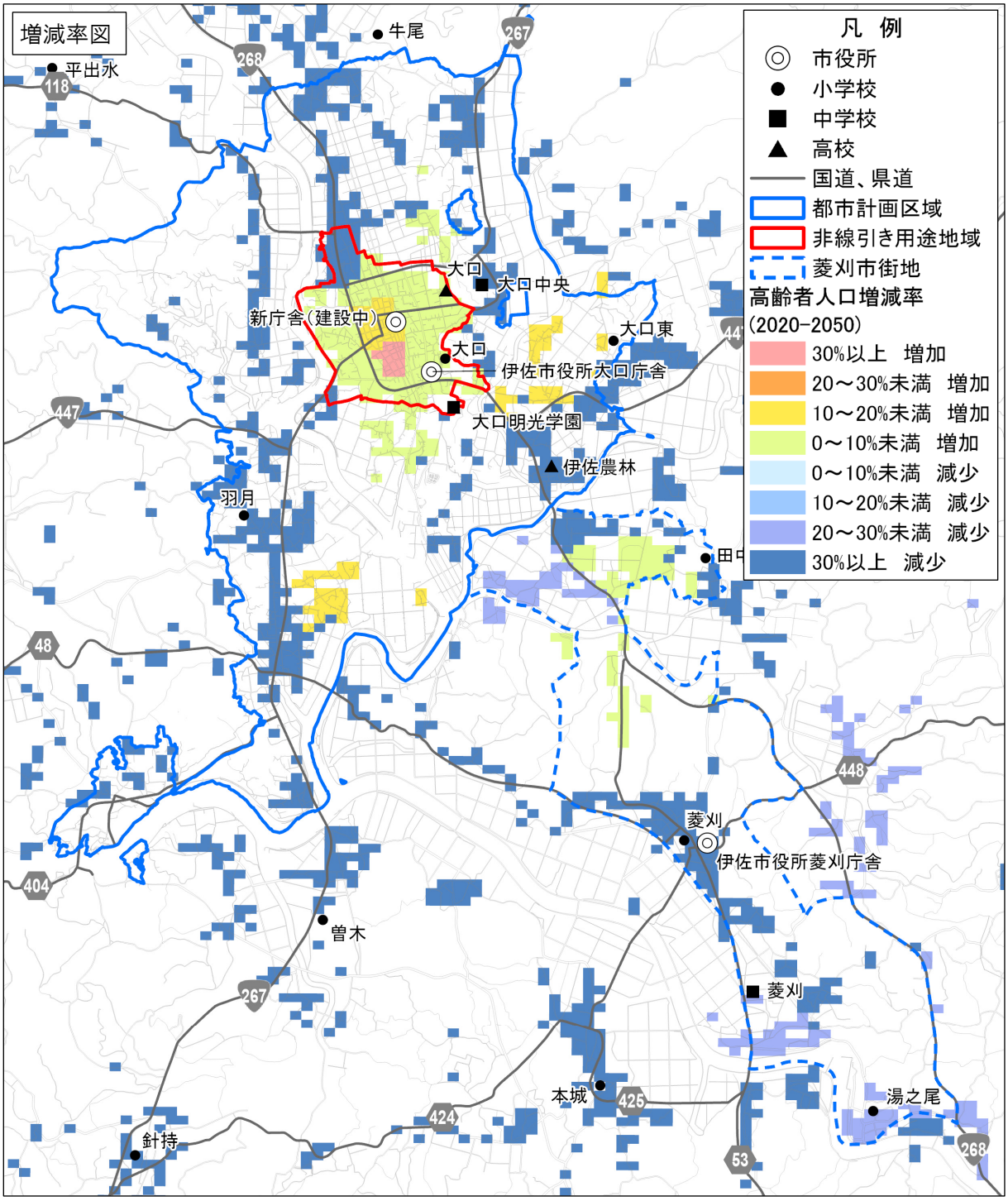


図　65 歳以上人口の分布状況の増減率（メッシュ単位）（都市計画区域～菱刈市街地）

（出典：国土技術政策総合研究所　　人口予測ツール（コーホート要因法））

１０-４ 公共交通沿線の徒歩圏

「路線バス」及び「市内バス」の徒歩圏人口カバー率は 49.4%にとどまりますが、「のりあいタクシー」が運行することで、徒歩圏人口カバー率を 32.6 ポイント引き上げ、市全体で 82.0%のカバー率を確保しています。（一部重複区域あり）

表　公共交通の徒歩圏

	徒歩圏人口	人口カバー率
バス停300m圏	12,069	49.4%
公共交通徒歩圏※	20,043	82.0%

※バス停 300m圏にのりあいタクシーの運行地域も含む

（出典：庁内資料）

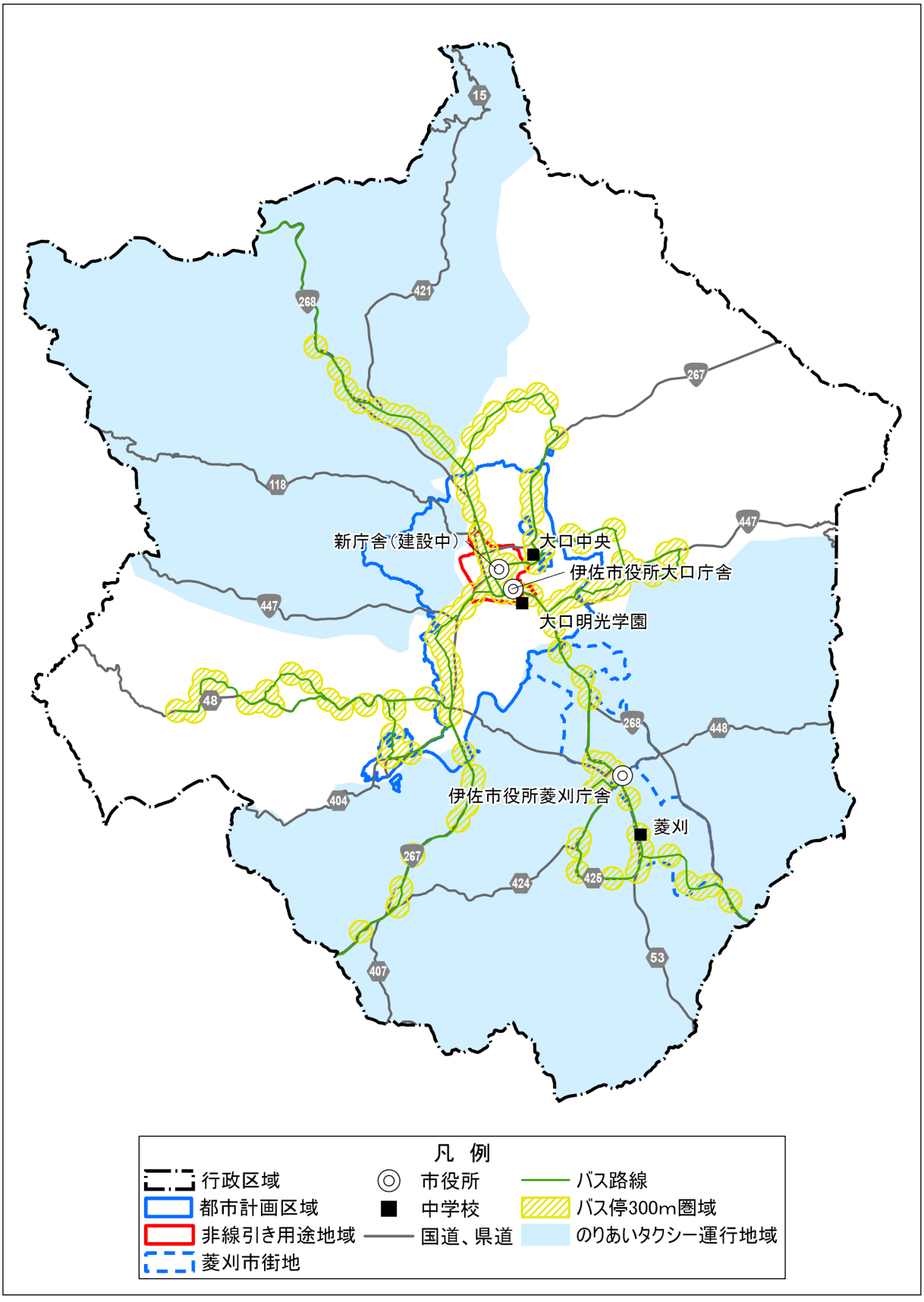


図　公共交通の徒歩圏

（出典：庁内資料）

１０-５ 都市機能の分布状況

都市機能の分布状況をみると、都市計画区域内では非線引き用途地域内に多くの機能が集中しており、非線引き用途白地では、国道 267 号、268 号沿道に立地しています。

都市計画区域外では、国道 267 号、268 号沿道及び菱刈市街地に立地しています。

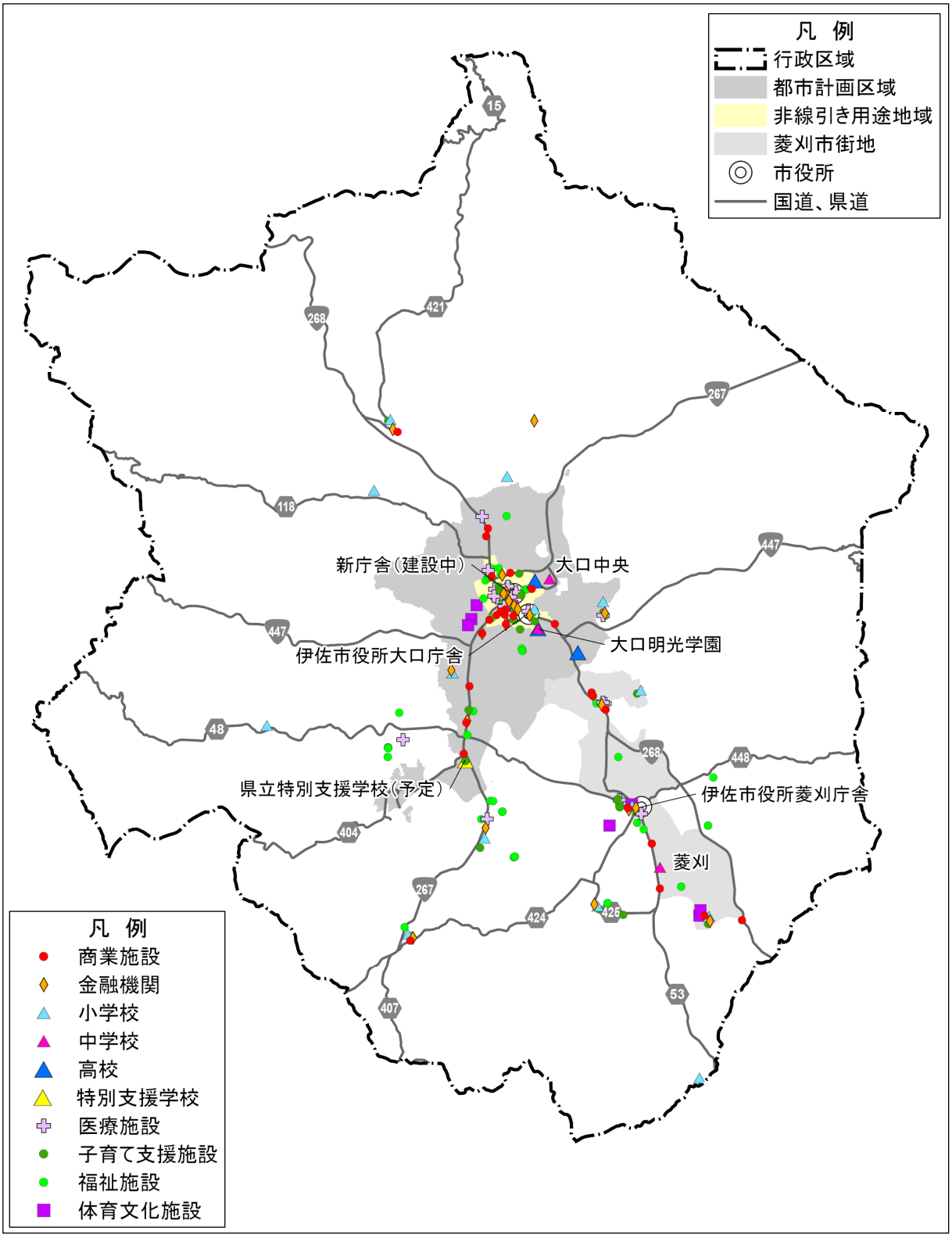


図　都市施設の分布状況

（出典：ｉタウンページ等）

○ 参考：商業施設（スーパー・コンビニ等）

本市の商業施設は、非線引き用途地域内に多く立地しています。また、非線引き用途白地の国道 267 号、268 号沿道、菱刈市街地での立地もみられます。

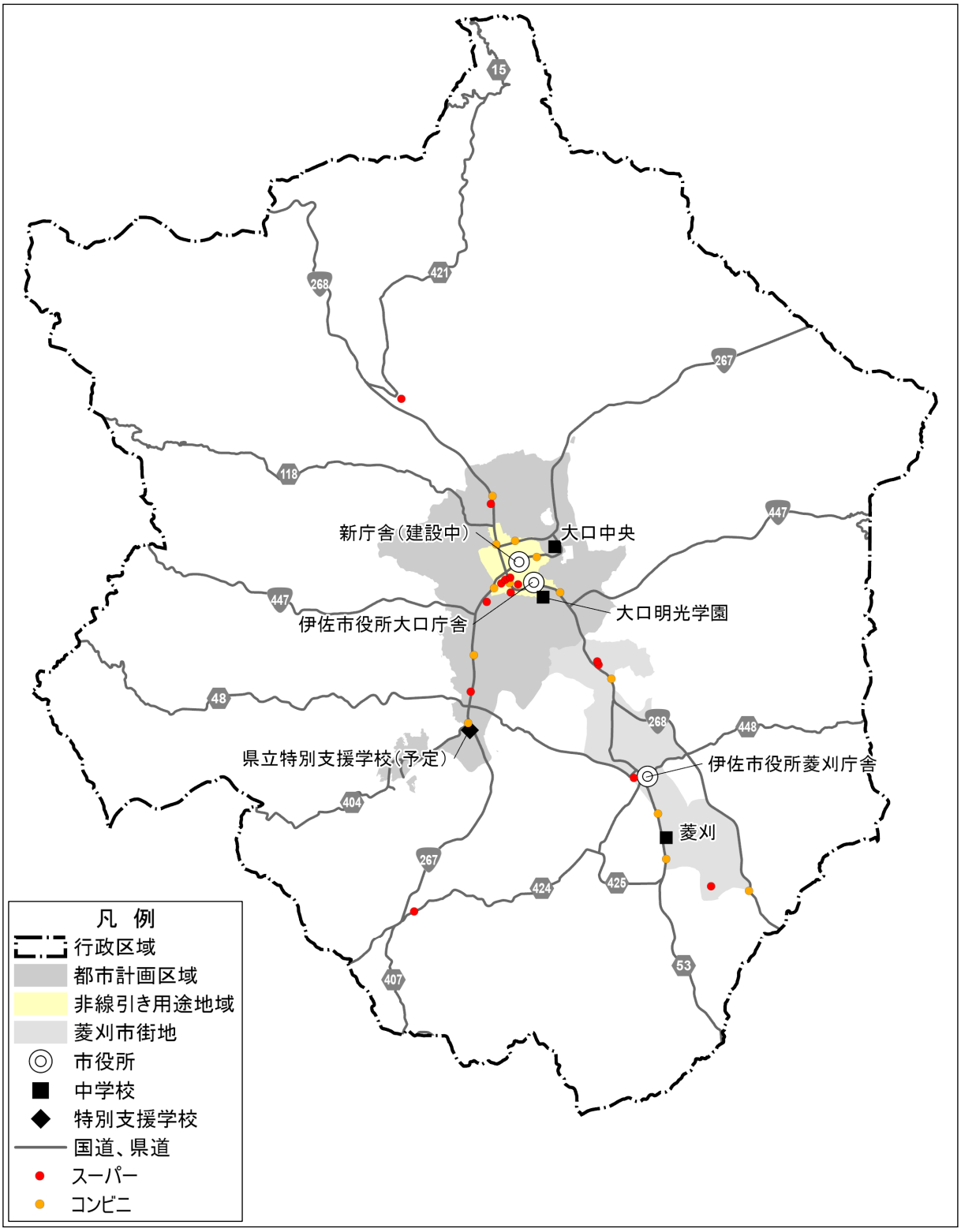


図　商業施設の分布状況

（出典：ｉタウンページ、庁内資料）

○ 参考：医療施設

本市の医療施設は、非線引き用途地域内に集中しています。

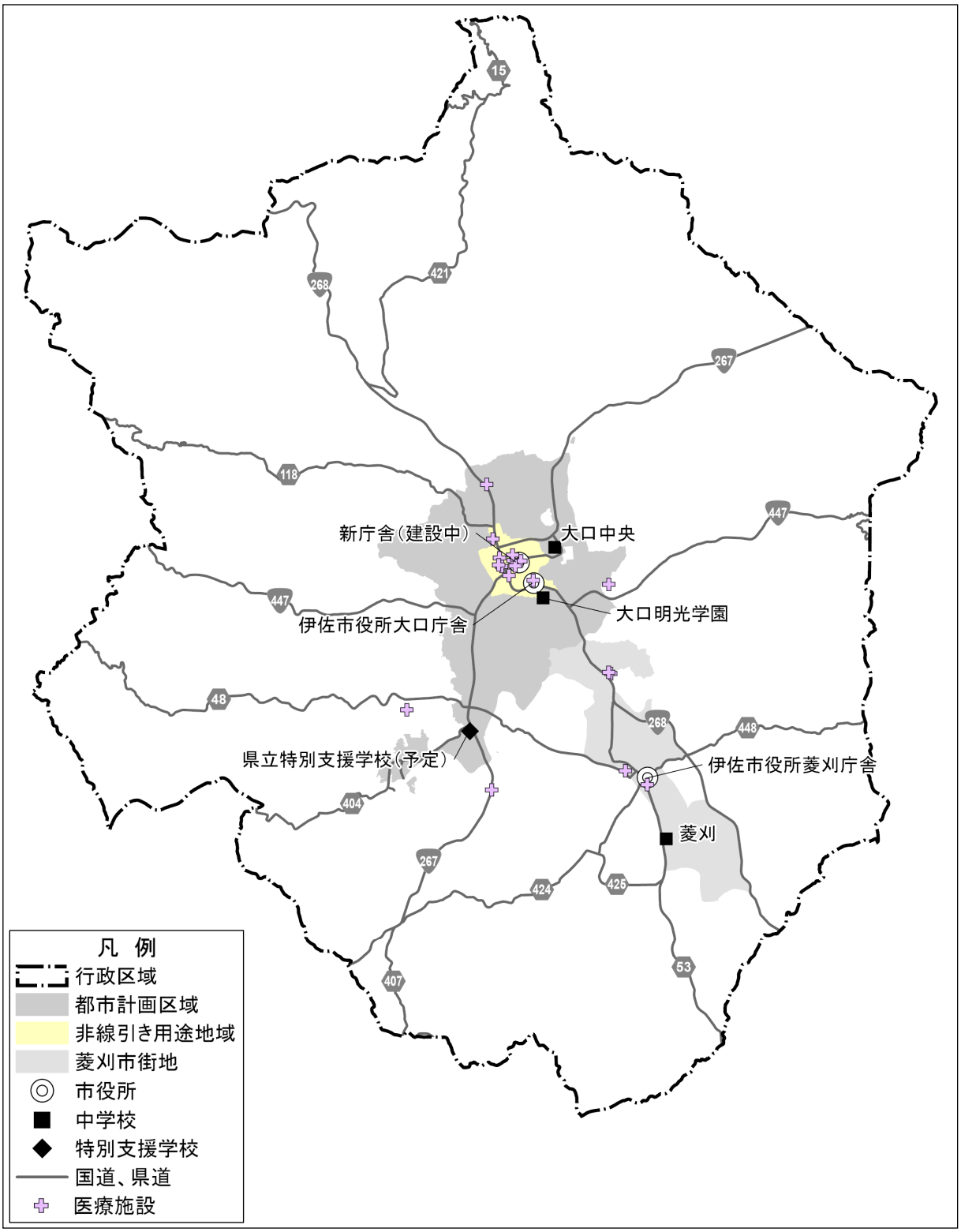


図　医療施設の分布状況

（出典：ｉタウンページ、庁内資料）

○ 参考：福祉施設

本市の福祉施設*は、都市計画区域及び菱刈市街地を中心に分布しています。

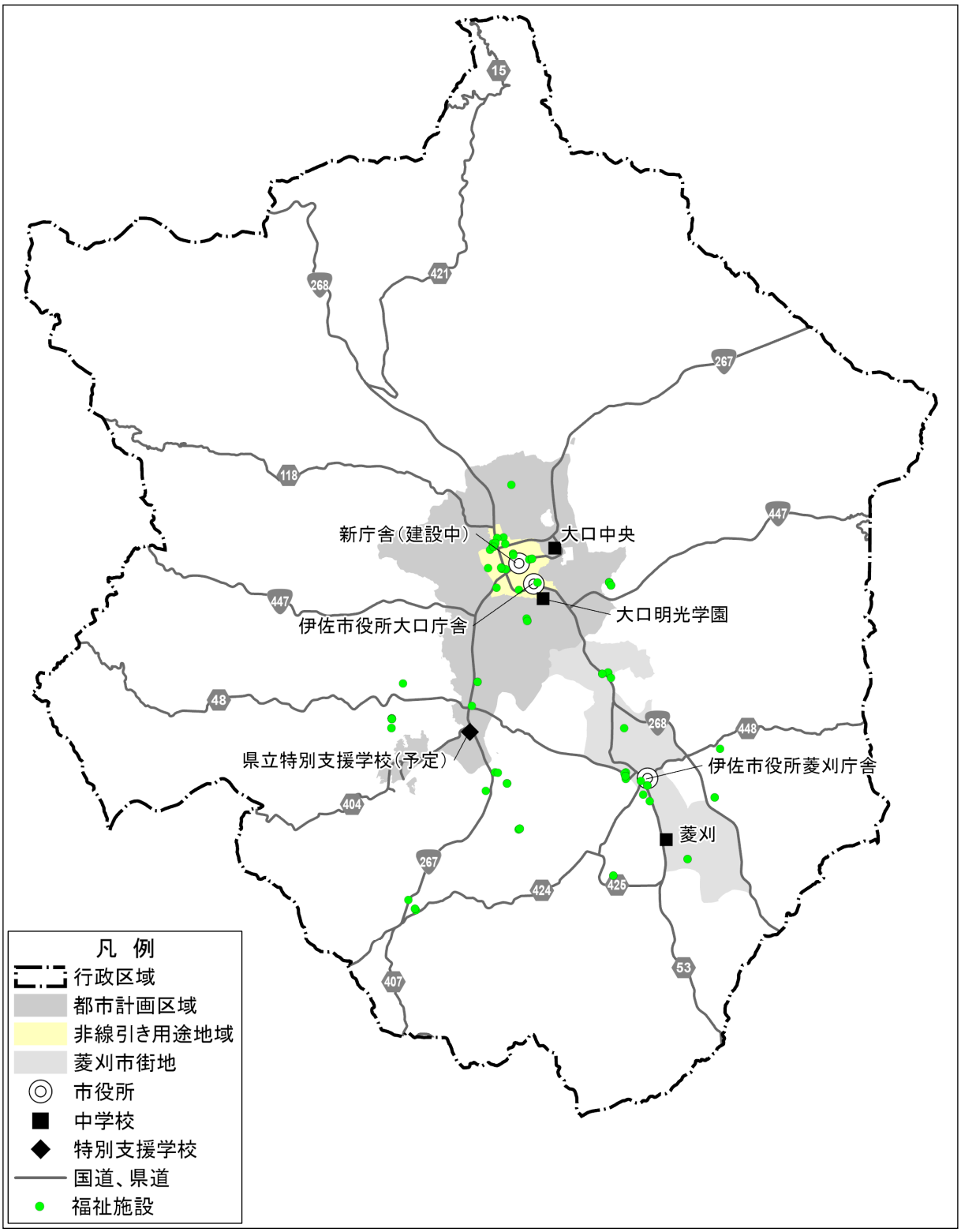


図　福祉施設の分布状況

（出典：介護サービスの情報公表システム　オープンデータ｜厚生労働省、庁内資料）

＊入所系施設、通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設、介護支援施設、障害福祉サービス事業所

○ 参考：子育て支援施設

本市の子育て支援施設*は、市全域に立地していますが、特に非線引き用途地域内の立地が多くなっています。

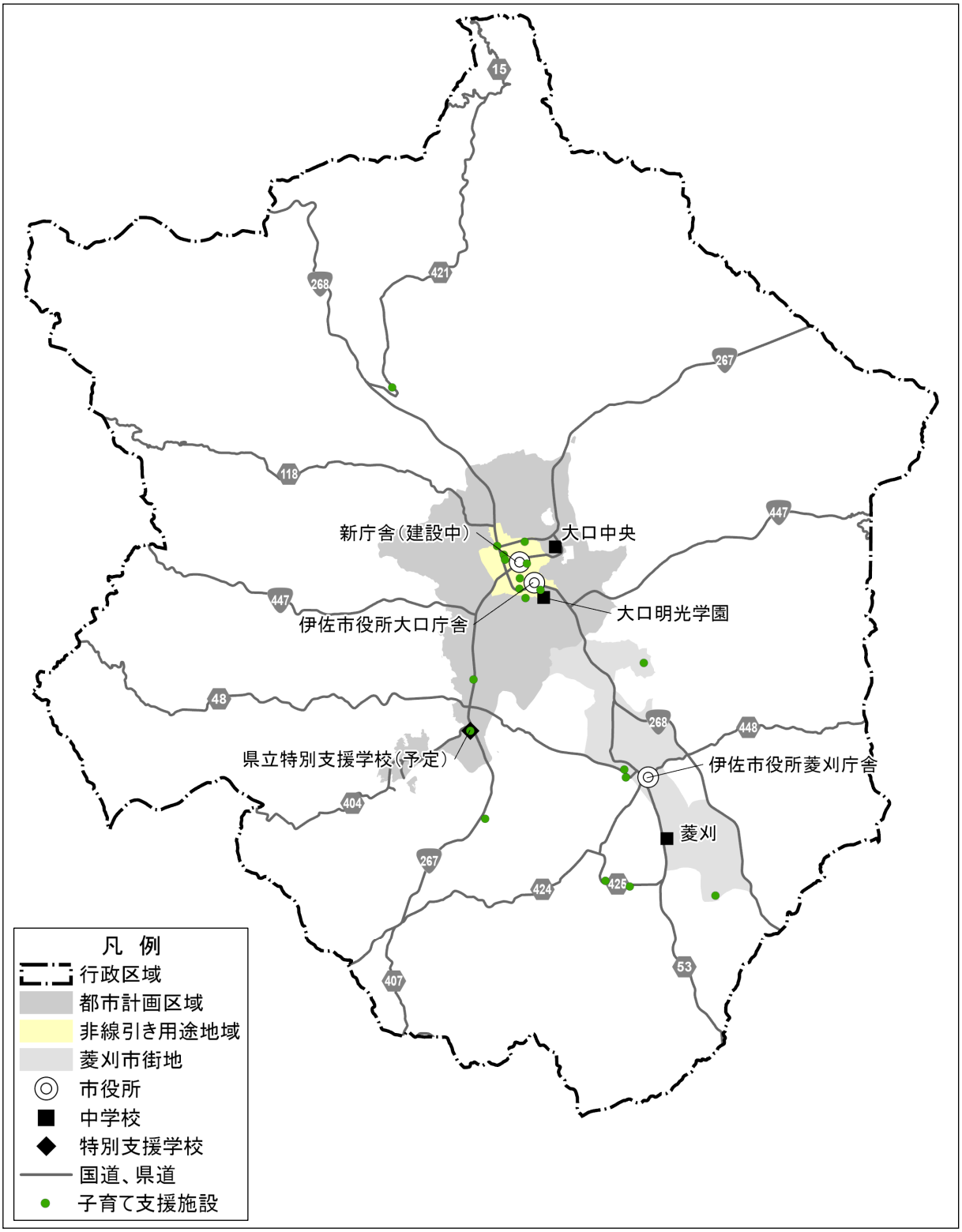


図　子育て支援施設の分布状況

（出典：ｉタウンページ、市 HP）

＊保育園、認定こども園、幼稚園、子育て支援センター

○ 参考：市役所

本市の市役所庁舎は 2 庁舎あり、都市計画区域内の非線引き用途地域内に大口庁舎、菱刈市街地に菱刈庁舎があります。現在、新庁舎が建設中で、2026 年（令和 8 年）度に完成予定です。

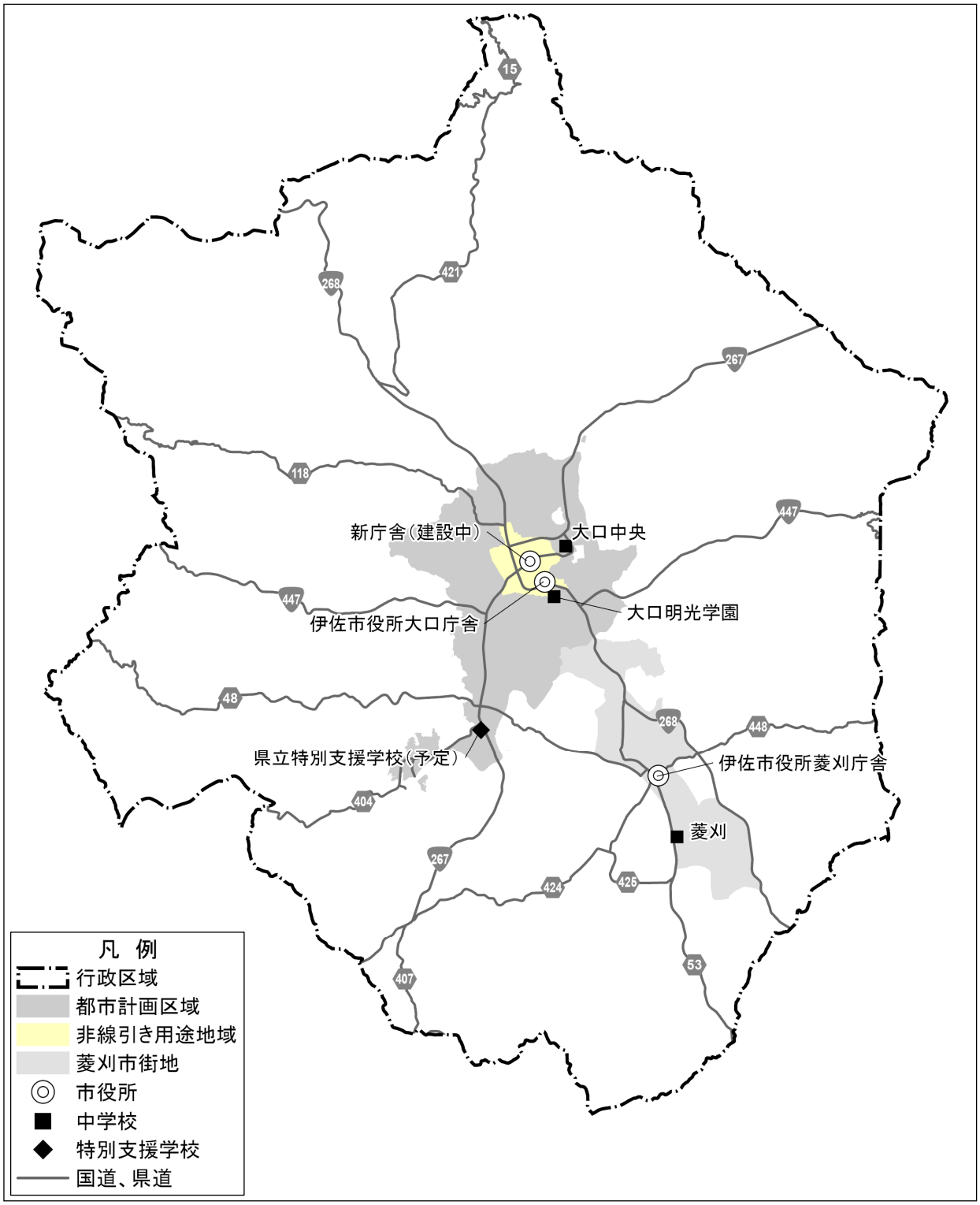


図　市役所の位置

（出典：国土数値情報（2022 年（R4 年）度市町村役場等及び公的集会施設）、庁内資料）

○ 参考：学校（小・中学校・高校）

本市の小学校は、市全域に分散しています。中学校は都市計画区域内に 2 校、菱刈市街地に 1 校あります。高校は、都市計画区域内に 3 校あります。

また、旧大口南中学校跡地において、県立特別支援学校の設置が予定されています。

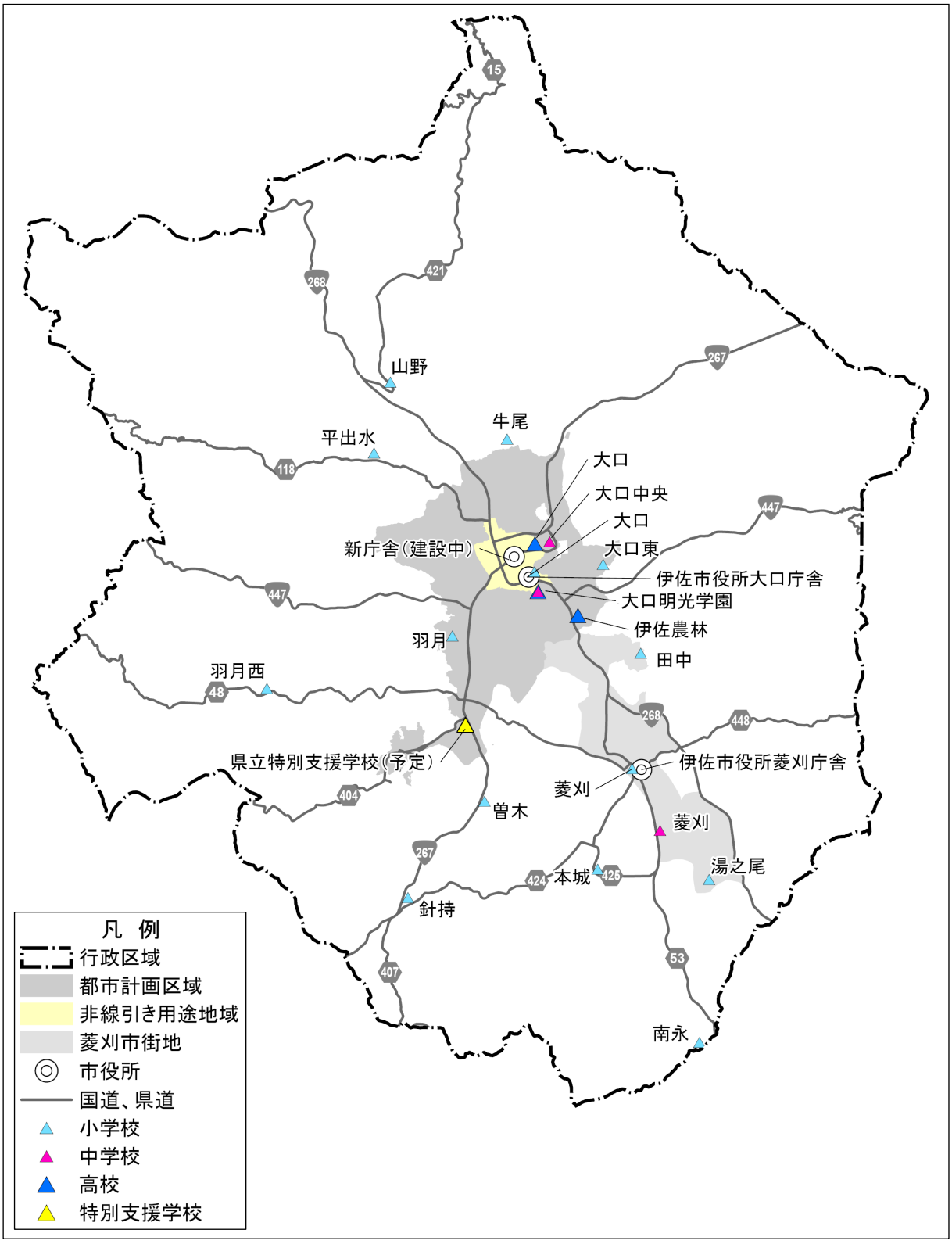


図　学校（小・中学校・高校）の分布状況

（出典：ｉタウンページ、庁内資料）

＊ 県立特別支援学校（予定）については小学部・中学部・高等部で構成予定

○ 参考：体育文化施設

本市の体育文化施設*は、非線引き用途白地内とその縁辺部、菱刈庁舎周辺及び湯之尾地区に位置します。

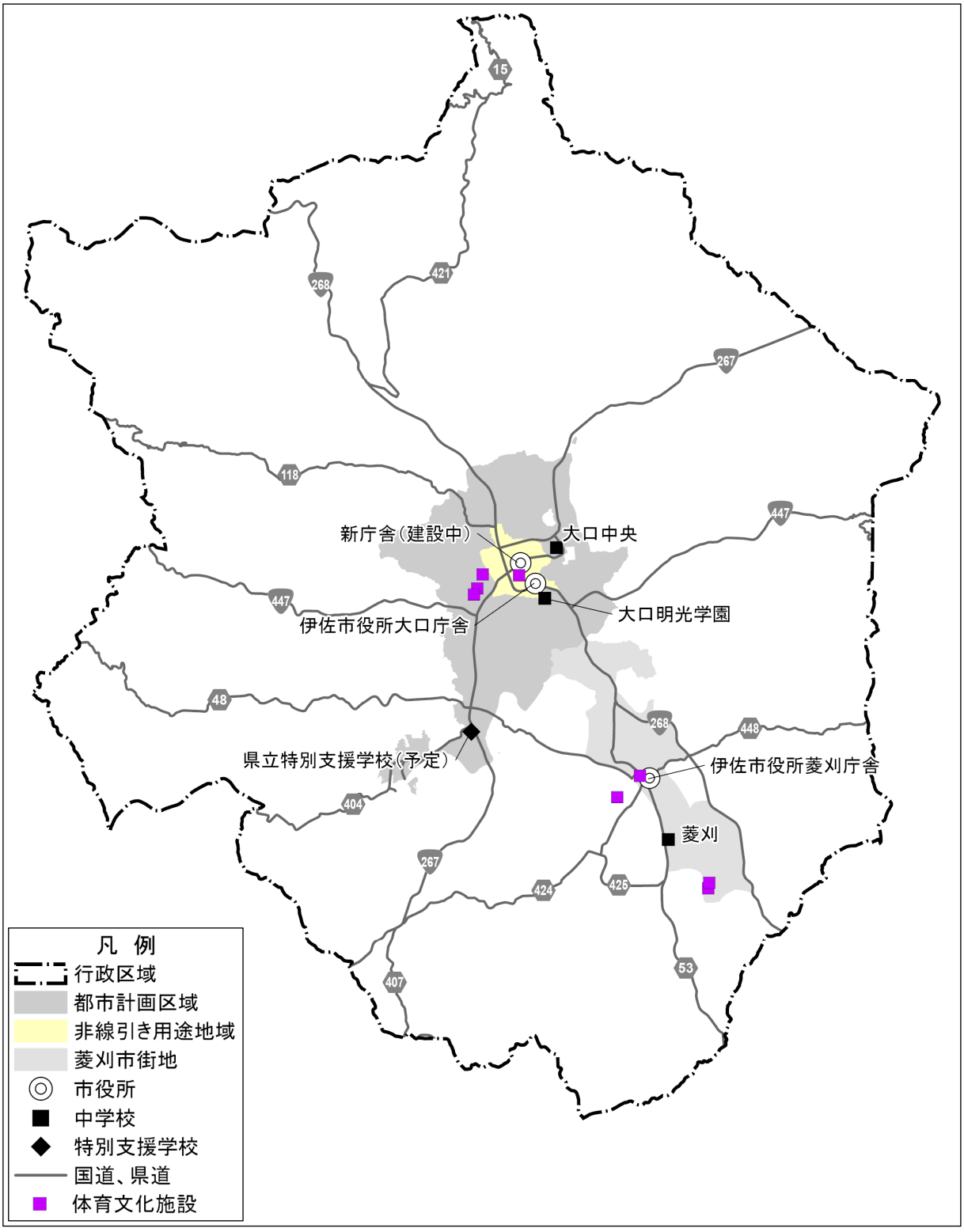


図　体育文化施設の分布状況

（出典：ｉタウンページ、市 HP）

* 社会体育施設、図書館、文化施設

○ 参考：金融機関

本市の金融機関*は、市全域に立地していますが、特に非線引き用途地域内の立地が多くなっています。

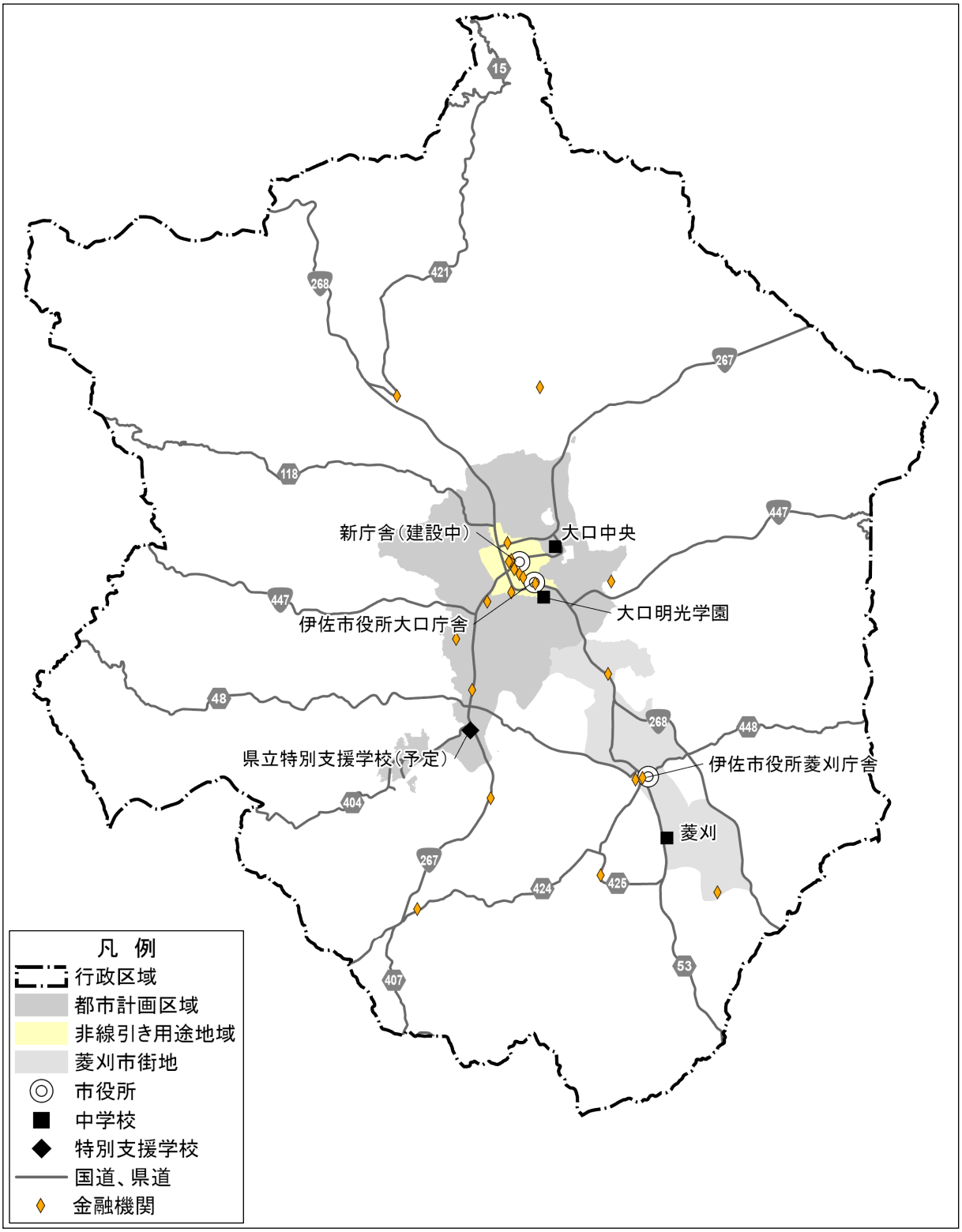


図　金融機関の分布状況

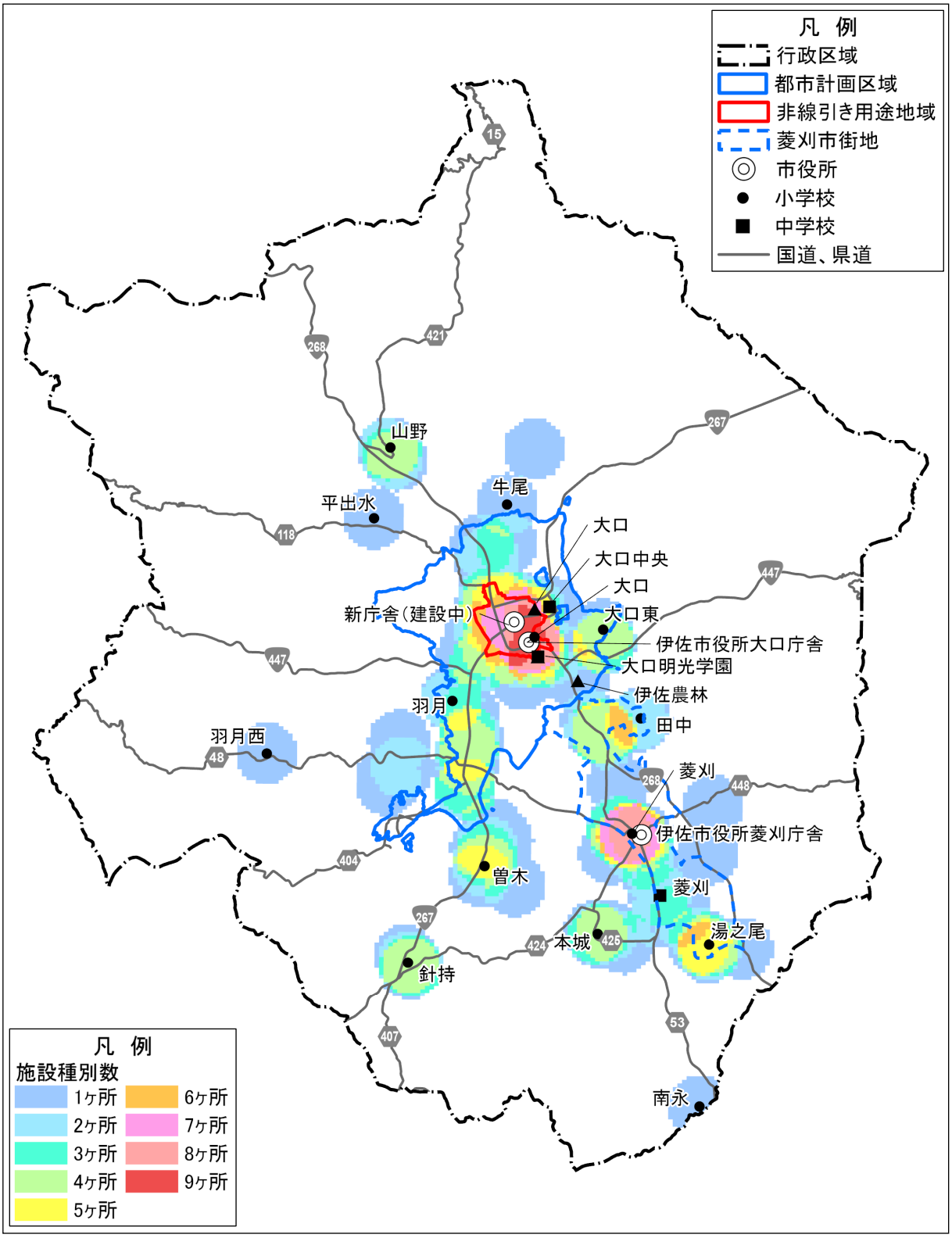
（出典：日本全国銀行・ATM マップ、JA ホームページ）

*銀行・ろうきん・JAバンク・郵便局・商業施設併設のATM等

１０-６ 拠点性の把握

本市の拠点性の把握を行うため、社会生活を営む上で必要な 9 種の都市機能施設の圏域重複数を 100m メッシュ毎に整理した結果、医療・金融・子育て支援施設が集中している大口庁舎周辺の拠点性が最も高いほか、菱刈庁舎周辺の拠点性も高いことが分かります。

上記に次いで、田中小学校周辺や曽木小学校、湯之尾小学校、羽月小学校を中心とした地域にいくつかの都市機能が集まっていることが分かります。



1　商業施設（スーパー・コンビニ）　4　医療施設　7　福祉施設

2　子育て支援施設　5　市役所　8　学校（小・中学校）

3　学校（高校）　6　体育文化施設　9　金融機関

図　施設の圏域重複数

（出典：ｉタウンページ等）

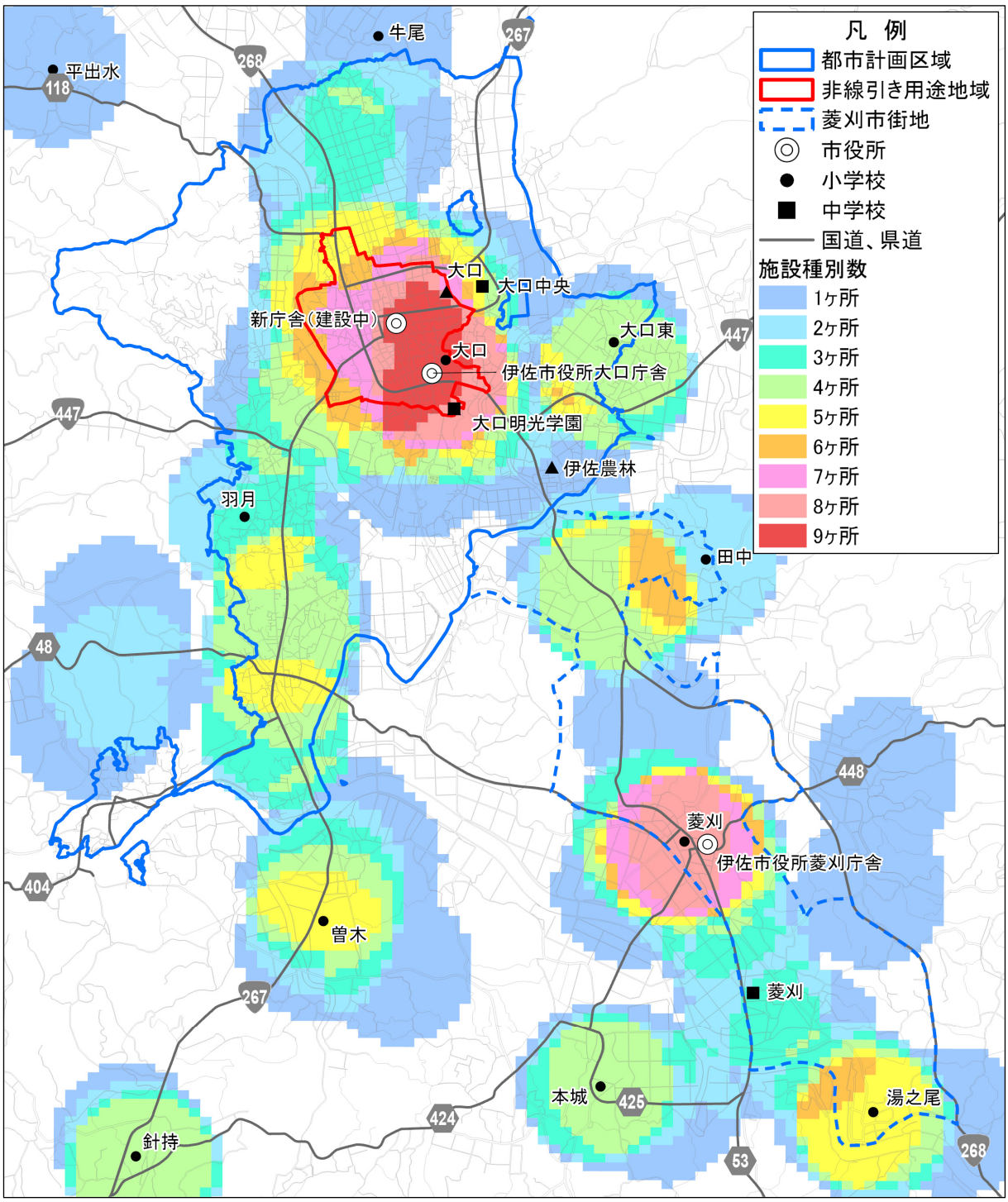


図　施設の圏域重複数（都市計画区域～菱刈市街地）

（出典：ｉタウンページ等）

１１．上位・関連計画の整理

１１-１ 大口都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）

項　目	内　　容
策定時期	（最終変更） 2008 年(平成 20 年)6 月 17 日
基本理念	天と地と人のふれあう南九州の環境交流都市
基本方針	■人々がふれあい集い楽しく交流する都市機能の充実したまちづくり ■広域交流を促進し、利便性の向上を図るまちづくり ■水と緑を育み快適で暮らしやすい住民参加のまちづくり ■地域資源を活かし産業を育むまちづくり

地域毎の市街地像

① 大口地域

大口ふれあいセンター周辺は、都市活動を支える様々な機能が集積する商業･業務ゾーンとして位置づける。バスセンター等人々がふれあい集う情報発信･交流の場であり、大口の「都市中心核」として魅力ある市街地形成を図る。

これらを取り巻く周辺地区は、広域交流･連携を担う上で重要な広域都市軸国道 267 号、268 号が交差しており、周囲の自然環境と調和し快適性、利便性に優れた住宅ゾーンとして位置づける。中央東部地区は歴史性が感じられる街並み景観の保全に努める。里北、里西地区は、広域都市軸の利便性を活かし都市基盤整備や計画的な土地利用誘導等による良好な住環境の整備を図る。

以上を都市的土地利用地域とし、また、市街地周囲の優良農地を含む田園集落地を農業ゾーンとして位置づけ、その保全を図る。

② 羽月地域

羽月地区は、豊かな水と緑のネットワークで形成された自然的環境の優れた地域である。南北広域軸国道 267 号及び国道 447 号沿線を中心に発達した集落地及び優良農地を含む農業ゾーンと鳥神岡東斜面に広がる樹林地ゾーンから構成される。

本地域は、これらの樹林地やのどかな田園風景の維持とともに、人々が自然と交流する空間形成に努めていく。なお、本区域南部の曽木の滝周辺を観光･レクリエーションの拠点と位置づけ、地域のシンボル的存在である「水と緑のオアシス」を人々の多様なニーズに対応する交流の場として自然環境の保全に努め、豊かな地域資源を活用し、地域間の交流･連携を深める魅力的な地域づくりを進める。

大口都市計画　都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針図



１１-２ 第２次伊佐市総合振興計画

項　目	内　　容
策定時期	2023 年(令和 5 年)3 月
計画期間	2023 年(令和 5 年)度～2032 年(令和 14 年)度
将来像	笑顔あふれ一人ひとりが幸せ感じるまち
基本目標	1　笑顔で創る明るいまち【共生協働、人権】 2　安心して子育てができるまち【子育て】 3　郷土を愛し、豊かな心を育むまち【教育、文化、スポーツ】 4　ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち【健康、福祉】 5　活力ある産業と賑わいのあるまち【産業経済】 6　安全、安心な住みよいまち【社会基盤、生活環境】
施策の主な取組	**5-1　農林水産業の振興** (3)経営基盤強化 農地や農業用水路等の生産基盤が、その機能を果たすことができるよう、地域における保全管理や維持補修等の取組を推進します。 また、地域の話し合い活動を通じて離農者等の農地に関して担い手への集積化･集約化を図り、合わせて農地の利活用を推進します。 **5-2　商工業の振興、雇用の確保と創出** (2)商店街の活性化 商工会と連携し、地元の商店街に人の流れをつくる取組を支援するとともに、商店街のにぎわいを創出するような起業、創業を支援し、空き店舗の有効活用を図ります。 (5)企業誘致の推進 企業立地に必要な条件等の情報を収集し、企業のニーズに沿った受入環境の整備に努めます。 また、企業への訪問や働きかけを行い、企業誘致の実現に向けて取り組みます。 **6-1　交通･通信環境の整備** (1)公共交通網の維持、強化 バス、タクシー事業者と連携して、利用者のニーズに沿った、利便性と効率性の高い公共交通網の構築を進めます。 デマンド型交通を効果的に取り入れ、多様なニーズに対応できる公共交通網の整備に努めます。 (3)道路交通網の整備、充実 橋りょうを含めた幹線道路、生活道路は、車両と歩行者が安全に快適に通行できるよう、計画的な維持補修、改良等を行い、適正な管理に努めます。 また、農道、林道については、農林業機械への対応を図りながら、生活道路としての機能を併せ持つ路線は、市道と併せて効率的な交通網の整備に努めます。 **6-2　生活環境の整備** (3)公園の整備･充実 市民の活動の場、憩いの場となる公園については、快適に利用できるように適正な施設の維持管理、樹木等の環境整備に努めます。 また、子どもから高齢者、障がい者等だれもが利用しやすいよう配慮し、利用者の多様なニーズを踏まえた公園の整備に努めます。 (4)適正な土地利用の推進 都市計画区域及び用途地域、農業振興地域については、利用の実態、状況の変化に応じて見直しを行い、適切な土地利用が図られるよう努めます。 **6-3　自然環境の保全**

項　目	内　　容
	(1)環境の保全 地球環境を守る身近な取組として、河川を汚さない、大気を汚さない、土壌を汚さないことを意識した行動の必要性について、幼いころから理解を深められる講習等の推進に取り組みます。 また、排水処理施設等の適正な維持管理等に努めます。 (2)循環型社会の形成 ごみ処理に要するコスト、ごみの分別収集の必要性等について情報発信し、ごみの減量化、再利用、リサイクルに関する市民の意識の向上を図ります。 また、エコマーク、グリーンマークに関する情報提供を行い、地球環境に配慮した製品等の購入の推進を図ります。 (3)再生可能エネルギー利用の推進 災害の防止、良好な景観、生活環境の保全に配慮した再生可能エネルギーの利用促進と、地域社会の良好な生活環境の確保に努めます。 また、公共施設の改修、改築等においては、自然採光や断熱化の推進、再生可能エネルギーの導入について配慮するとともに、日頃から省エネルギーに資する取組を進めます。 **6-4　防災の充実、治安** (1)防災対策 治山事業や河川改修などによる危険箇所の保全や、防災拠点･避難所の設置及び適正な運営、防災無線や防災メールなどによる周知の徹底、避難訓練、自主防災組織などの充実により、行政と市民が一体となって自然災害等から市民の生命、財産を守ります。 また、火災や災害に対応できる施設、設備の充実、消防団員の確保等により被害の軽減を図ります。 さらに、被害を最小限に抑えるための各自でできる取組に関する啓発などにより、市民が自ら防災対策に努める環境づくりを進めます。 (3)交通安全対策 交通安全協会、警察などの関係機関と連携し、交通安全キャンペーン等により交通安全意識の高揚、啓発活動を推進します。 また、通学路の安全対策の強化、交通安全教室の開催など、子どもや高齢者の事故防止対策に重点的に取り組みます。 さらに、ガードレール及びガードミラーの設置、区画線の整備を計画的に進めます。

11-3 大口市都市計画マスタープラン

項　目	内　　容
策定時期	2000 年(平成 12 年)2 月
計画期間	2000 年(平成 12 年)～2018 年(平成 30 年)
将来像	天と地と人のふれあう南九州の環境交流都市をめざして
基本方針	「広域的交流の促進と生活利便性の向上を図る都市基盤の整備」 「自然環境の保全と快適で暮らしやすい生活環境の整備」 「いきいきとした元気な市民交流を支える地域社会の形成」 「自然・歴史環境を生かした生涯学習のまちづくり」 「自然環境と立地環境を生かし交流を促進する産業の振興」 「広域観光ルートの開発促進」
都市づくりの方向	1)広域圏の中における大口市 (1)広域的ネットワーク 国道 267 号、268 号、447 号が市内で交差する大口市では、これらを最大限に活用した広域的ネットワークの形成を図ります。また、都市計画道路網の形成による幹線道路へのアクセスの向上を図るとともに、周辺市町との連携を図ります。 また、九州縦貫自動車道や南九州西回り自動車道へのアクセス道路についても、整備を図っていきます。さらに、広域的にネットワーク化されたこれらの幹線道路網の整備により、国道 267 号、268 号、447 号における市街地内への通過交通や観光客の流入により交通の増大が見込まれるため、交通事故の未然防止のための都市環境の形成をめざします。 (2)広域の中での都市機能の強化 菱刈町、栗野町、吉松町、牧園町、霧島町で構成される県中北地域において、大口市は、地域中心都市の位置づけにあり、豊かな田園に囲まれた落ちついた住環境と、圏域北部の交通の要衝という特性を持っています。 今後はこの特性を生かして、圏域北部の中における生活機能の中心を担う都市として、豊かな自然と一体となった良好な住環境の形成と、都市基盤整備を進めていきます。 2)都市構造の方向 大口市の将来ビジョンを踏まえて、拠点、軸、ゾーンを設定し、都市の骨格的な機能配置を明確にします。 (1)ゾーニングによる位置づけ ■都市整備開発ゾーン ゾーンとしては、現行用途地域と、長期的・計画的な土地利用に即した区域として市街地を連担する街路沿道域と、積極的な都市整備・市街地形成を推進します。 (2)軸の構成 ■都市軸 国道 267 号、268 号、447 号を都市軸として位置づけます。 ■広域軸 広域農道を広域軸として、位置づけます。 広域農道については、目的は農業用道路であるが、機能としては周辺市町を連絡する道路であり、観光拠点の曽木の滝公園や九州縦貫自動車道へのアクセス道路としても利用されることから、広域軸として位置づけます。 ■水の軸 川内川、羽月川、水之手川、市山川の水辺空間を水の軸として位置づけます。 (3)拠点の構成 ■都市拠点 駅前地区と里南地区の商業地区を都市の拠点として位置づけ、商業の活性化を図ります。 ■工業拠点 用途地域における準工業地域を工業の拠点として位置づけ、周辺住環境に悪化をもたらすことのないように形成を図ります。 ■産業拠点 下殿工業団地周辺については、既存の工場並びにこれからの企業誘致による工業系施設の集積及び流通系施設としての土地利用・都市景観の形成を図ります。 ■観光拠点 曽木の滝公園と忠元公園については、本市の観光拠点としての整備を図ります。 ■スポーツ・レクリエーション拠点 大口総合運動公園については、スポーツ・レクリエーション拠点として、施設の一層の整備充実を図ります。 ■緑のレクリエーション拠点 十曽池公園を主体とする区域については、自然と触れ合える緑のレクリエーション拠点として、周辺の森林等の保全に配慮しつつ、レクリエーション機能の整備充実を図ります。

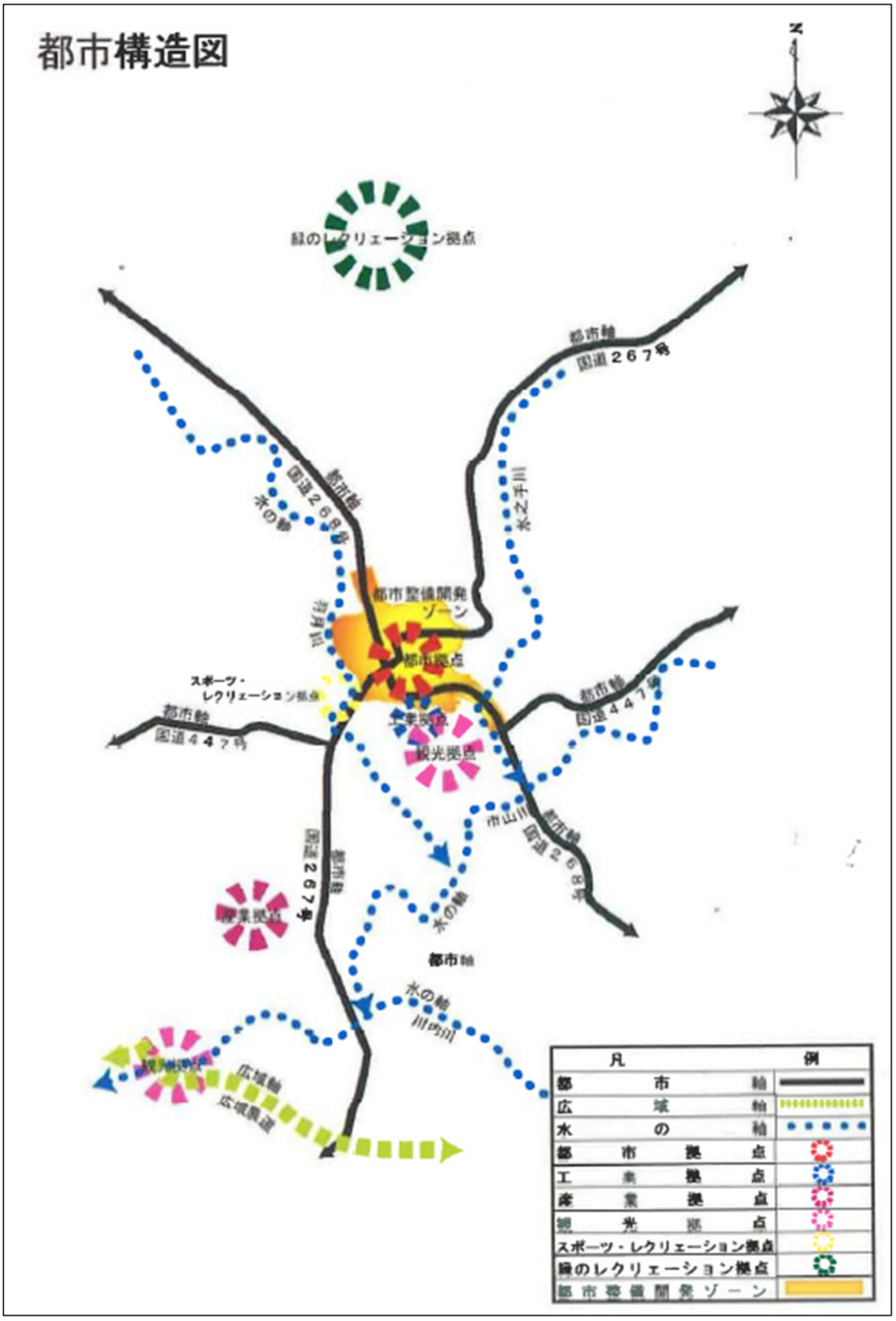
項　目	内　　容

3)空間形成の方向

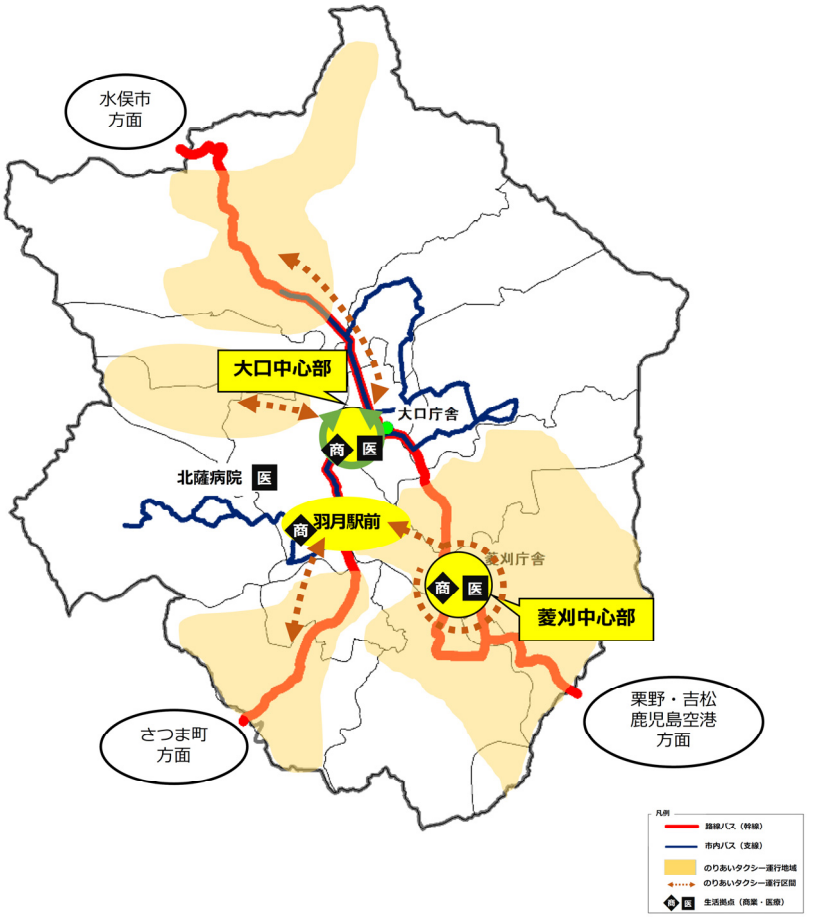
本市に住む人々の多くは静かでゆとりある、生活環境のよい住宅地づくりが市の将来の姿に、ふさわしいと考えています。

このため、これらの景観や良好でゆとりある住環境を実現するため、土地利用の混在を防ぎ、段階的な空間形成を基本的にめざすものとします。

このなかで、拠点的な市街地形成を図る地区は景観と低層住宅への日照などに配慮して段階的な空間形成をめざします。



１１-４ 伊佐市地域公共交通計画

項　目	内　　容
策定時期	2023 年(令和 5 年)3 月
計画期間	2023 年(令和 5 年)度～2027 年(令和 9 年)度
基本理念	幸せ感じるまちづくりを支える持続可能な公共交通
基本方針	方針 1　市民の暮らしに合った交通サービスの提供 方針 2　市民･来訪者が公共交通を利用しやすい環境の構築 方針 3　市民の公共交通に対する意識向上 方針 4　持続可能な公共交通の構築
取組内容	方針 2　市民･来訪者が公共交通を利用しやすい環境の構築 ■　市民･来訪者の誰もが安全･快適に公共交通を利用できる環境を目指し、バスの待合環境の改善、ユニバーサルデザインの観点から乗車時間を快適に過ごせる環境整備等のほか、MaaS 導入に向けた調査を進めます。 方針 4　持続可能な公共交通の構築 ■　地域の実情に合わせた運行内容の見直し等、利便性と効率性のバランスが整った交通サービスの提供に努め、財政負担の軽減を図ります。 ■　市内公共交通を活性化するにあたっては、地域間の移動手段として重要である路線バスの維持にも寄与できるよう取り組みます。 ■　交通事業者の人員不足を受け、事業者と連携して担い手確保に取り組むほか、既存の交通サービスが行き届かない地域等においては、地域の多様な輸送資源の活用について検討していきます。 **図表 4-1　伊佐市における公共交通ネットワークイメージ** 

１１-５ 伊佐市空家等対策計画

項　目	内　　容
策定時期	2022 年(令和 4 年)3 月
計画期間	2022 年(令和 4 年)4 月～2027 年(令和 9 年)3 月
基本理念	(1)空家等の適切な管理 (2)空家等の有効活用 (3)助成制度
基本方針	(1)空家等の適切な管理 適切な管理が行われていない空家等の問題の責任は、第一義的には空家等の所有者等が自らの責任により対応することが前提となるが、空家等の所有者等が、経済的な事情等から十分な管理ができない場合もあります。 結果として、所有者等が空家等の適切な管理ができず、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがある場合は、市が所有者等に空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう特別措置法に基づく措置を進めます。 (2)空家等の有効活用 空家等の中には、有効活用できる空家等もあります。空き家･空き店舗バンクを運用し、空家等の有効活用を進めます。 また、空家等を活用した定住促進を図るため定住施策と連携した取り組みを進めます。 (3)助成制度 現在、市で取り組んでいる空家等に関する支援や補助事業の他、国の財政上の措置や、県の事業等の中から市の空家等の現状にあった必要な助成制度等を検討します。 【市の役割】 市は、空家等対策の実施に関し、庁内関係部署と連携を図り、関係機関･団体と協議会等を組織し、適切に空家等対策を推進していきます。 また、空家等の所在及び状態の実態把握並びにその所有者等の調査を行い、所有者等に適切な管理を促していきます。 なお、調査を行った空家等の中で公共物や地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている空家等については、必要に応じて、特定空家等に対する措置を講じます。 【具体的な施策】 8 空家等の管理に関する支援 (1)危険廃屋解体撤去工事補助金 景観及び住環境の向上並びに市民の安全安心の確保を図るため、危険廃屋の解体及び撤去に係る経費の一部を助成します。

１１-６ 伊佐市環境基本計画（中間見直し版）

項　目	内　　容
策定時期	2023 年(令和 5 年)9 月
計画期間	2018 年(平成 30 年)度～2027 年(令和 9 年)度
将来像	自然と融和した快適な生活空間づくり
基本方針	環境目標 1(自然環境)豊かな自然を次世代へ ～人と自然が調和し地域資源を活かしたまちを～ 環境目標 2(生活環境)住みたい環境づくり ～清流や野外で子どもたちが遊べるまちを～ 環境目標 3(資源環境･地球環境)資源循環、地球温暖化対策 ～環境にやさしいまちを～ 環境目標 4(意識の向上･活動への参加)環境意識体験と学習 ～人にも環境にも思いやりを～
取組内容	**基本方針 1-1:自然景観** ･伊佐市の豊かな自然景観を守る ･豊かな森林環境を認識し、森林を守り育てる 【森林整備】 ・間伐に対する助成措置により森林環境を保全します。 ・認定林業事業体が作成する森林経営計画拡充の支援を行い、計画的に造林･間伐･伐採を行い、循環型経営の確立を図ります。 ・市有林の適正な運営と管理を図るため、森林整備事業等を計画的に実施します。 ・認定林業事業体の経営基盤の強化を進め、近代的、広域的な施業体制を確立します。 ・各種間伐補助制度を活用し、森林の健全な育成と適正な保全を推進します。 ・森林の適切な保全のため、伐採跡地の造林を推進します。 【地域の特性を活かした観光の推進】 ・奥十曽渓谷、十曽池公園、曽木の滝公園、楠本川渓流自然公園、忠元公園、湯之尾滝公園等の適正な管理と保全を行います。 **基本方針 1-3:農畜産業** ･環境問題に配慮した農畜産業の推進 【環境保全型農業の推進】 ・農地を適正に管理しながら有効利用を推進し、景観保全に努めます。 **基本方針 2-1:水環境** ･生活排水処理やし尿処理を充実し豊かできれいな水環境を守る 【水質保全･水源の確保】 ・安心･安全な水を安定的に供給するために、上水道関連施設の維持･管理を適正に図るとともに、必要に応じた整備の対策を図ります。 【生活排水対策】 ・公共下水道(農業集落排水施設)が整備されている地域(菱刈中央地区･菱刈北部地区･大口平出水地区)では、汲みとり式･単独浄化槽からの転換を推進し、下水道施設の更なる利用を促進します。 ・公共下水道が整備されていない地域では、一般住宅、事業所共に合併浄化槽の設置を進め、生活排水と事業排水の浄化を促進します。 **基本方針 2-2:まち並み** ･豊かなみどりを保全しながら更に充実させる 【まち並みの保全】 ・道路･公園･排水溝等、インフラの維持管理を徹底し、必要箇所については整備しながら居住環境を守ります。

１１-７ 伊佐市地域防災計画

項　目	内　　容
策定時期	2025 年(令和 7 年)5 月
計画の目的	この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、伊佐市防災会議が作成する計画であって、市、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧･復興対策を実施することにより、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。
基本方針	**【災害に強いまちづくり】** 風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各防災事業を推進し、被害を未然に防止すること、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。このため、災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。 **第 1 節　土砂災害防止対策の推進** 本市は、地形･地質条件から、水害、山地災害、土石流、急傾斜地崩壊等の風水害による斜面崩壊、農地災害等の被害が予想される。このような災害を防止するため、従来から推進されている各種防災事業を継続し、風水害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備などのソフト対策を推進する。 **第 2 節 河川災害の防止対策の推進** 本市は、川内川が貫流し、しかも多雨地帯という気象的に厳しい自然条件のもとに置かれており、洪水の被害を受けやすい特質があるため、河川災害に対する防止対策を講じておく必要がある。このため、従来より推進されている河川堤防等の整備事業を継続して推進する。 **第 3 節　防災構造化の推進** **第 1　防災的土地利用の推進** 市内の防災基盤整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。 また、道路改良事業等を推進することにより適正な土地利用を推進し、風水害等に備えた安全な環境の整備を推進する。 **第 2　建築物の不燃化の推進** **2　消火活動困難地域の解消** 市は、道路改良事業等により、道路･空地を確保･拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。 **第 3　道路･公園･緑地･空地等の防災空間の確保** **1　道路の整備(延焼遮断帯機能の確保)** 道路は、住民の生活と産業の基盤施設として重要であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災に際して延焼遮断帯としての機能を発揮する。このため、市は、災害に強い道路の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の確保及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、多重性･代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。 **2　公園･緑地･空地等の整備･確保** 市は、公園･緑地･空地等を計画的に配置･整備し、避難地としての機能を強化する。

１２．社会動向の整理

社会的要請の変化を踏まえ、今後求められるまちづくりの方向性を整理します。

１２-１ どこでも便利に暮らせる「地域生活圏」形成

人口減少や高齢化に対応し、生活に必要なサービスを効率的に提供するため、小さな拠点を形成し、地域全体を支えることが求められています。

さらに、複数の地方都市が連携し、行政機能や医療、教育などを分担・連携することで、効率的なサービス提供を実現することが求められています。

また、ICT を活用し、遠隔医療や遠隔教育などの未来型サービスを提供することも含まれています。

１２-２ 持続可能な産業への構造転換

新産業の創出やスマートファクトリーの推進、農林水産業の先端産業化を図り、地域内経済ネットワークの構築が求められています。さらに、物流の効率化を進め、地域の産業競争力の強化が求められています。

１２-３ グリーン国土の創造

持続可能な社会を目指し、自然環境と共生する国土づくりのため、森林、農地、海洋資源の保全・活用を図り、再生可能エネルギーの導入促進が求められています。また、都市部では緑地や水辺のネットワークを形成し、美しい景観と防災機能を兼ね備えた地域づくりが求められています。

１２-４ 人口減少下の国土利用・管理

急激な人口減少と高齢化に対応し、持続可能な地域社会を実現するため、コンパクトシティの推進や地域拠点の形成として、都市機能を集約し、効率的なサービス提供を目指すとともに、ICT を活用したスマートシティの構築が求められています。また、農地や森林の保全・活用を強化し、地域資源を最大限に活用することで、地域の活力の維持・向上が求められています。

１３．アンケート調査

１３-１ 市民アンケート

○ 調査の概要

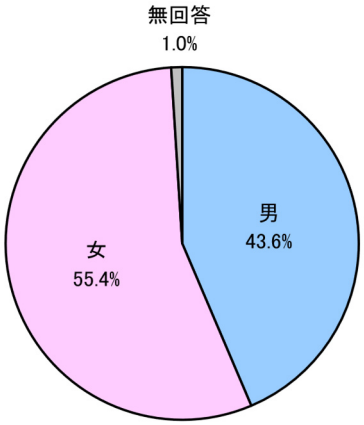
本調査の概要は以下のとおりです。

項目	内　　容
調査目的	計画の策定にあたり、市民の意見を十分に反映することを目指し、現在のまちの課題や方向性などについて市民の意見を収集することを目的として実施。
調査方法	郵送による配布、郵送による回収
調査対象	伊佐市にお住まいの 18 歳以上（令和 6 年 9 月 1 日時点）の方 3,000 人
対象者の抽出方法	(1)住所区分から人口比率及び年齢比率に応じて無作為抽出 (2)同一世帯から複数の対象者を抽出しない (3)住所区分：小学校区
調査実施期間	2024 年（令和 6 年）10 月 18 日（金）～2024 年（令和 6 年）11 月 22 日（金）
回答数（回答率）	回答数：1006 （回答率：34%）

○ 調査結果

問. **回答者の属性** あなたの性別を教えて下さい。[1 つに○印]

◆ 女性 55.4%、男性 43.6%。女性の回答がやや多い



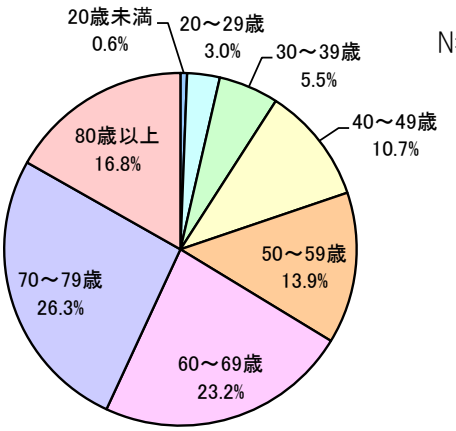
N=996

※「無回答」を選択した方を集計対象に含め、回答の無い方は集計の対象外としています

問. **回答者の年代** あなたの年齢はおいくつですか。[1 つに○印]

◆ 60歳以上が6割を超え、その内70～79歳（26.3%）が最多の年代となる

◆ 若年層（40歳未満）の回答は1割未満となる

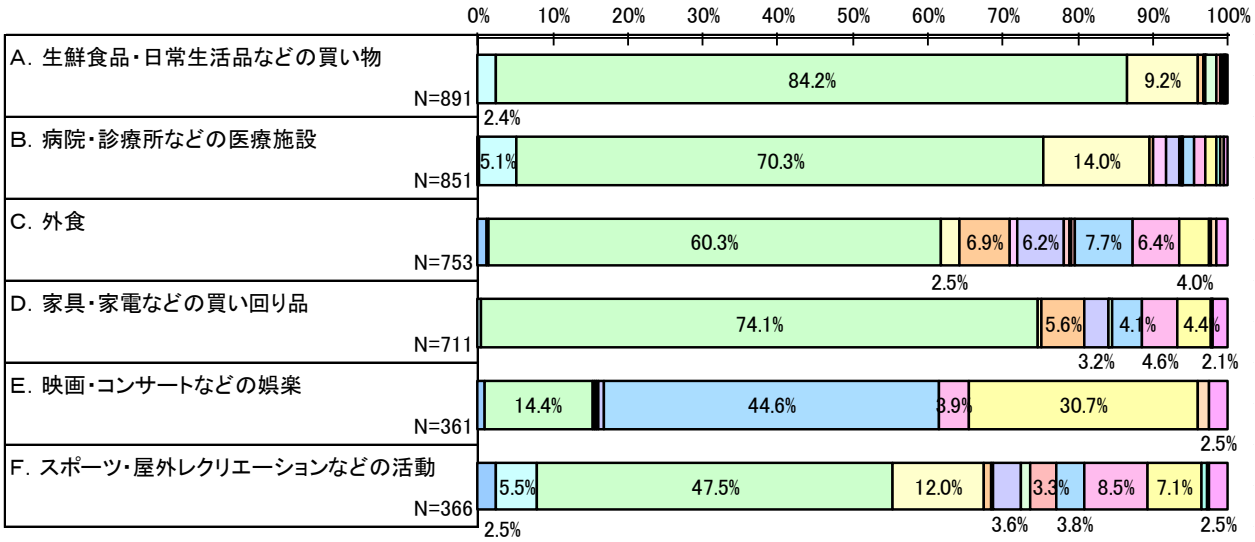


N=1000

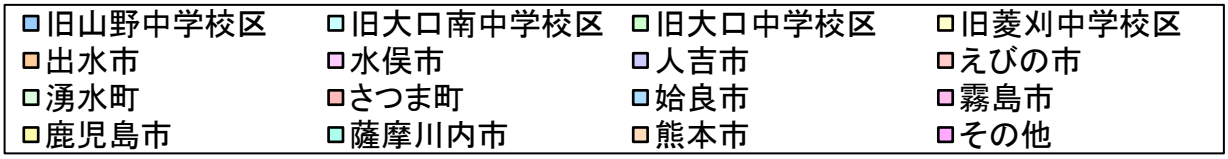
※「無回答」は集計の対象外としています

問. 回答者の日常生活 最も利用する施設の場所を教えてください。

- ◆ 日常的に利用する施設（買い物、病院）は市内の利用が多く、大口地区内（旧大口中学校区内）が7～8割を占める
- ◆ 買い回り品や外食、レクリエーションで利用する施設は、2～3割程度が姶良市など市外に位置する
- ◆ 映画やコンサートなどの娯楽については、姶良市や鹿児島市など市外の施設の利用が8割程度を占める

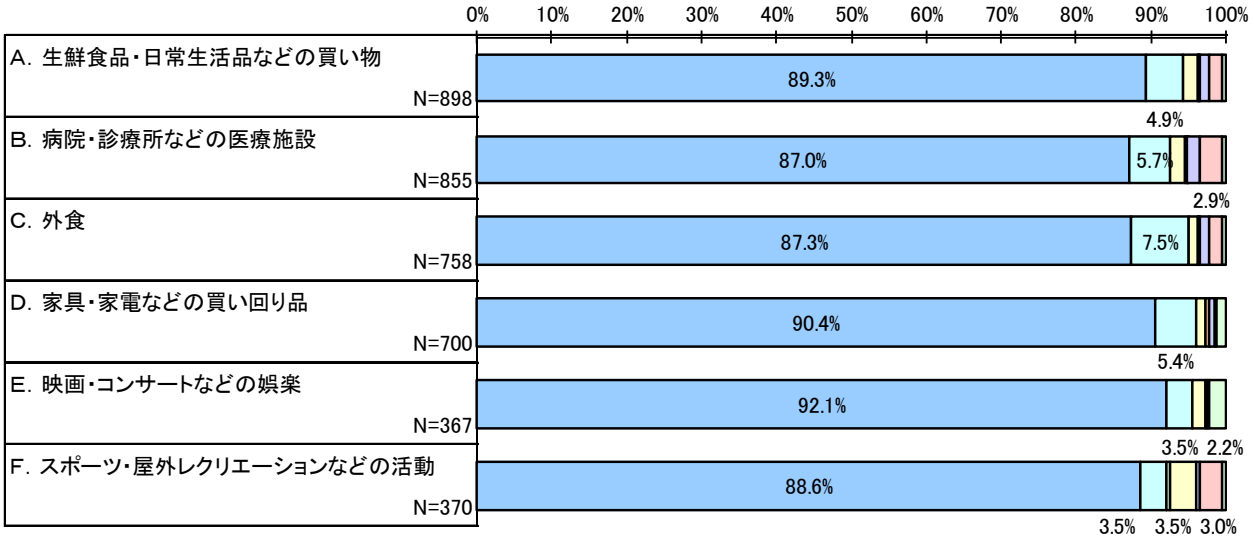


比率が2%未満のものは非表示とした。

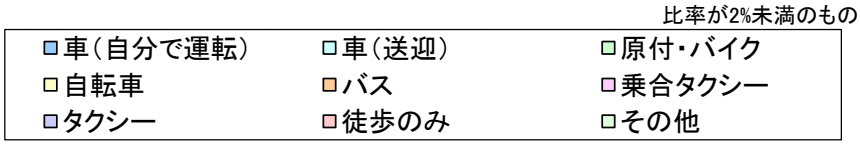


問. 回答者の日常生活 最も利用する施設までの移動手段を教えてください。

- ◆ 全ての施設で自家用車（自分で運転・送迎を含む）の利用が90%以上を占めており、自家用車への依存が強い



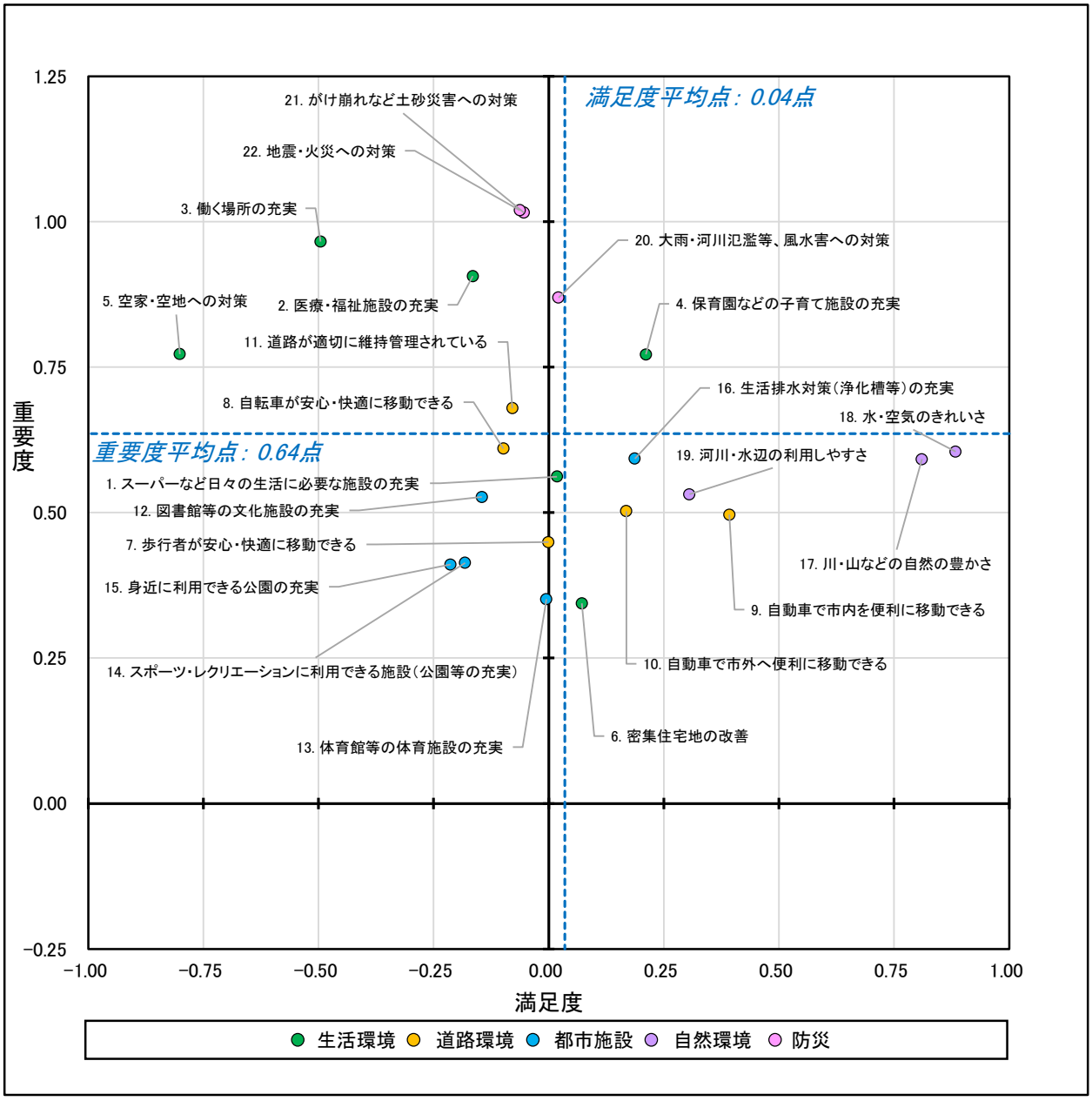
比率が2%未満のものは非表示とした。



※無回答は集計の対象外としています

問. 居住地の評価 1～22 について、お住まいの地域の満足度と重要度を教えてください。

- ◆ 自然環境に関する項目は満足度が高く、本市の強みと考えられる
- ◆ 生活環境、道路環境及び防災に関する項目で、満足度が低く、重要度が高い項目がみられることから、本市の重要な課題となっていると考えられる
- ◆ 都市施設に関する項目では、重要度が低く、満足度も低いため、本市の課題となっていると考えられる



※満足度と重要度を点数化し、縦軸に重要度、横軸に満足度をとってグラフ化。
各ゾーンに位置付けられた項目は概ね次のように評価されたと考えられる。

- A グループ：満足度が低く、重要度が高い
- B グループ：満足度・重要度がともに高い
- C グループ：満足度・重要度がともに低い
- D グループ：満足度が高く、重要度が低い

点数の算出方法：各問毎に、各選択肢毎の回答数に以下の重みを乗じて合計し、その問の回答数の合計で割り求める。

【満足・重要：1.5 点　まあ満足・やや重要：0.5 点　やや不満・あまり重要でない：-0.5 点、　不満・重要でない：-1.5 点】
例：満足：20 件・まあ満足：16 件・やや不満：10 件・不満：5 件
(20×1.5＋16×0.5＋10×-0.5＋5×-1.5)÷(20＋16＋10＋5)＝0.500

※無回答は集計の対象外としています

問. **今後のまちづくり** 特に重要だと思う取組を教えてください。

今後のまちづくりにおいて、特徴的な回答が見られた取組を以下に示します。

住宅地について

選択肢	件数	比率
1．コンパクトでまとまりのある住宅地（まちなか）の形成	188	19.6%
2．既存の市街地の周辺で新しい住宅地を創出	109	11.4%
3．既存の集落の住環境に配慮した新しい住宅地の創出	353	36.8%
4．分散化する集落の集合化など、まとまりのある集落の形成	341	35.5%
5．老朽化した住宅の建て替えや空き家への住み替え促進、既存住宅地の改善	664	69.2%
6．今のままでよい（新たな対応は必要ない）	29	3.0%
7．その他	35	3.6%
計	1719	－

※複数回答

道路・交通について

選択肢	件数	比率
1．周辺都市を結ぶ既存の幹線道路（国道267号・268号・447号）の機能充実	447	46.1%
2．市中心部と周辺集落を結ぶ主要な道路の機能充実	233	24.0%
3．市街地・集落内の主要な生活道路における狭い道路の拡幅や行き止まりの解消等	307	31.6%
4．中心市街地内での安全で円滑な歩行者・自転車利用のための改善	106	10.9%
5．自動車利用の低減を目指した公共交通機関及び自転車等の利用促進	105	10.8%
6．市中心部と周辺集落をつなぐ交通サービスの向上	422	43.5%
7．今のままでよい（新たな対応は必要ない）	41	4.2%
8．その他	36	3.7%
計	1697	－

※複数回答

農地の保全・活用について

選択肢	件数	比率
1．積極的に保全し、少なくとも現状面積を維持	302	31.5%
2．地域活性化のための開発を優先（農地の減少はやむをえない）	146	15.2%
3．遊休農地の活用	311	32.4%
4．観光農園等として多角的に利用	140	14.6%
5．今のままでよい（新たな対応は必要ない）	45	4.7%
6．その他	16	1.7%
計	960	100.0%

防災まちづくりについて

選択肢	件数	比率
1．建物の耐震化や不燃化（燃えにくい建物にする）を進める	99	10.3%
2．防災マップや避難マニュアルなどの情報提供を図る	190	19.8%
3．地域防災活動を行う	103	10.7%
4．土砂崩れや洪水などの災害対策を行う	412	42.9%
5．安全な場所へ要配慮者施設（高齢者福祉施設等）や居住を誘導する	146	15.2%
6．その他	10	1.0%
計	960	100.0%

風景や景観について

選択肢	件数	比率
1．伊佐市の特徴である山や川などの自然環境を保全する	610	62.8%
2．農林漁業と暮らしが一体となった田園景観を保全する	212	21.8%
3．住宅地の街並みについてのルールをつくる	49	5.0%
4．今のままでよい（新たな対応は必要ない）	92	9.5%
5．その他	8	0.8%
計	971	100.0%

※無回答は集計の対象外としています